

責任投資レポート 2025



目次

<u>トップメッセージ</u>	P. 3	・ネガティブスクリーニング ・ESGテーマ型投融資の取組み	
<u>責任投資活動</u>	P. 4	・インパクト投融資の取組み ・サステナビリティ・ローンフレームワークの取組み ・ESGテーマ型投融資事例	
・太陽生命について ・基本的な考え方 ・責任投資推進方針の体系 ・T&D保険グループESG投資方針 ・PRI原則への対応 ・責任投資推進体制 ・責任投資の活動サイクル			
<u>注力分野への取組み</u>	P. 11	<u>スチュワードシップ活動</u> ・スチュワードシップ活動方針 ・エンゲージメント(対話)の考え方 ・ESG課題に関するエンゲージメント実施サイクル ・エンゲージメントのマイルストーン管理 ・エンゲージメント実施結果 ・エンゲージメントの具体例 ・議決権行使の考え方 ・議決権行使結果 ・スチュワードシップ・コードへの対応状況(自己評価)	P.30
<u>ESG投融資</u>	P. 21	<u>外部活動</u> ・イニシアティブへの参画 ・PRI年次評価	P. 53

トップメッセージ

責任ある機関投資家として、資産運用を通じた持続可能な社会の実現に努めてまいります

持続可能な社会の実現に向けた取り組み ～太陽の元気プロジェクト～

私たち太陽生命では、創業以来、いつの時代もご家庭に寄り添う生命保険会社として様々なサービス向上に取り組んできました。そして2016年10月より「人生100歳時代」を見据え、「健康寿命の延伸」すなわち“元気に長生きする”という社会的課題に応えるため、「従業員」、「お客さま」、「社会」の元気を応援する横断的プロジェクト「太陽の元気プロジェクト」を開始しました。元気プロジェクトを通じて、地域社会への貢献や多様性の尊重、従業員の働きやすい環境づくりなど、サステナビリティ経営を推進し、SDGsが目指す「持続可能な社会の実現」に取り組んでいます。

責任ある機関投資家としての資産運用 ～社会課題の解決に向けた投融資と対話～

資産運用においても、長期の資金を運用する機関投資家が、社会課題の解決や、持続可能な社会の実現に向けて果たす役割は大きいと考えております。環境・社会・企業統治に配慮した投融資や、投資先企業とのESG課題等に関する建設的な対話（エンゲージメント）の実施等を通じて、安定した利益の獲得とともに、社会の持続的・安定的な成長に貢献することを目指しています。

当社では特に「脱炭素社会への貢献」「人的資本・ダイバーシティ」「生物多様性」を重点取組テーマとして投融資や対話を行っております。2024年10月には、サステナビリティ・ローンフレームワークを制定しました。環境・社会問題の解決に貢献するプロジェクトを資金使途とするローンや、企業のサステナビリティ目標達成を促すローンの提供を通じ、企業のESG課題解決への取り組みを支援しております。

責任投資に関する取り組みの開示 ～責任投資レポートの発行～

当社の責任ある機関投資家としての取り組みをステークホルダーの皆さまにお伝えするために、2023年度より責任投資レポートを発行しております。今年度においては新たな取り組みに関する記載を追加するなど、開示内容の充実に努めております。

今後もさらなる責任投資の推進・高度化を通じて、責任ある機関投資家として持続可能な社会の実現に努めてまいります。



代表取締役社長
田村 泰朗

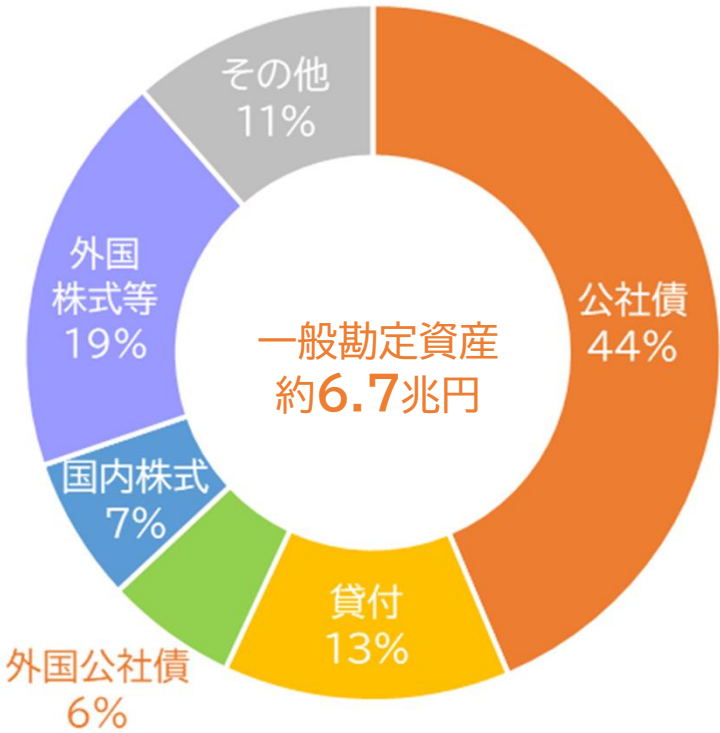
太陽生命について

- ・当社は、創業130年超の長い歴史の中で、多様な社会の変化に柔軟かつ迅速に対応しながら、ご家庭のお客さまに高品質な商品とサービスを提供してきました。
- ・株式会社T&Dホールディングス100%子会社として、T&D保険グループの中核を担っています。
- ・資産運用面では、お客さまからお預かりした保険料の運用であることを踏まえ、収益性・安全性・公共性の視点を重視し、公社債等の円金利資産を中心とした運用を行っております。

会社概要

名 称	太陽生命保険株式会社
創 業	1893年5月（設立1948年2月）
代表取締役社長	田村 泰朗
従業員数 (2025年3月末時点)	内勤職員 2,713名 営業職員 9,550名
株 主	株式会社T&Dホールディングス(100%)
格 付 (2025年7月末時点)	AA-（格付投資情報センター:R&I） AA（日本格付研究所:JCR） A+（スタンダード＆プアーズ:S&P）

一般勘定資産の構成比



2025年3月末時点

基本的な考え方

- ・当社は、生命保険会社として、お客さまからお預かりした保険料について、収益性を追求するとともに安全性および公共性に配慮して運用しています。
- ・また、世界的に環境問題、人権問題、企業統治といった企業の社会的責任に対する関心が高まっているなかで、長期の資金を運用する機関投資家が、投融資活動等を通じて社会や環境により良い影響を及ぼし、持続的な社会の実現に貢献するために果たすべき役割は大きいと考えます。
- ・当社は、経営ビジョンのひとつである「わたしたちは、広く社会に役立ち、確かな未来に貢献できる会社を目指します。」という考えのもと、責任投資の推進を通じた持続可能な社会の実現への貢献および長期安定的な収益の確保の両立に取り組んでいます。



持続可能な社会の実現への貢献・長期安定的な収益の確保の両立

責任投資推進方針の体系

- ・責任投資に対する基本的な考え方を示した「T&D保険グループESG投資方針」や、PRIを踏まえた資産運用について定めている当社の「ESG投融資基準」等に基づいて、責任投資を推進しています。
- ・スチュワードシップの取組方針を定めた「スチュワードシップ基本方針」や議決権行使方針を定めた「株主総会議決権行使規程・細則」に基づいたスチュワードシップ活動を行っています。
- ・各年度ごとに「PRI・スチュワードシップ活動計画」を策定し、責任投資を行っています。



T&D保険グループESG投資方針



資産運用基本規程

資産運用基本方針

ESG投融資基準
ESG投融資細則

スチュワードシップ基本方針

株主総会議決権行使規程

株主総会議決権行使細則

PRI・スチュワードシップ活動計画

T&D保険グループESG投資方針

- ・T&D保険グループでは、ESG投融資に対する姿勢を表明する「T&D保険グループESG投資方針」を2021年4月に制定しています。
- ・太陽生命は、T&D保険グループの中核を担う生命保険会社として、上記方針に基づいたESG投融資の取組みを推進することにより、長期安定的な収益の確保と持続可能な社会の実現への貢献の両立を目指します。

T&D保険グループESG投資方針

T&D保険グループは、グループ経営理念に基づき、環境、社会、ガバナンス(以下ESG)の課題を考慮した資産運用を行うことで、長期安定的な収益の確保と持続可能な社会の実現に貢献し、社会とともに持続的に成長することを目指します。

1.ESG課題を考慮した投融資の実践

資産運用プロセスにESG課題を組み込み、自社の投融資が持続可能な社会の実現に資する投融資判断を行います。

2.ESG課題に関する投融資先との建設的な対話の実施

ESG課題を踏まえたスチュワードシップ活動を適切に実施し、投融資先企業の企業価値向上と社会的課題の解決に貢献します。

3.ESG投融資の協働と市場の健全な発展の支援

グループ各社とのESG投融資に関する協働や業界団体との情報共有を通じ、ESG投融資の運用プロセス高度化に努めるとともに、ESG投融資市場の健全な発展を支援します。

4.ESG投融資の取組みに関する情報開示の充実

ESG投融資の実施状況等について適切な情報開示を行います。

PRI原則への対応

- ・当社は、機関投資家として企業の社会的責任をより一層果たしていくためには、これまで以上に投融資活動を通じて社会や環境により良い影響を及ぼし、持続的な社会の実現に貢献していくことが不可欠であると考え、2007年3月に国連が支援する「責任投資原則(PRI)」に、日本の生命保険会社として初めて署名しました。
- ・責任投資に対する全体的なアプローチとしては、PRIの各原則に対して具体的な対応策を明示し、各種取組みを実行しています。

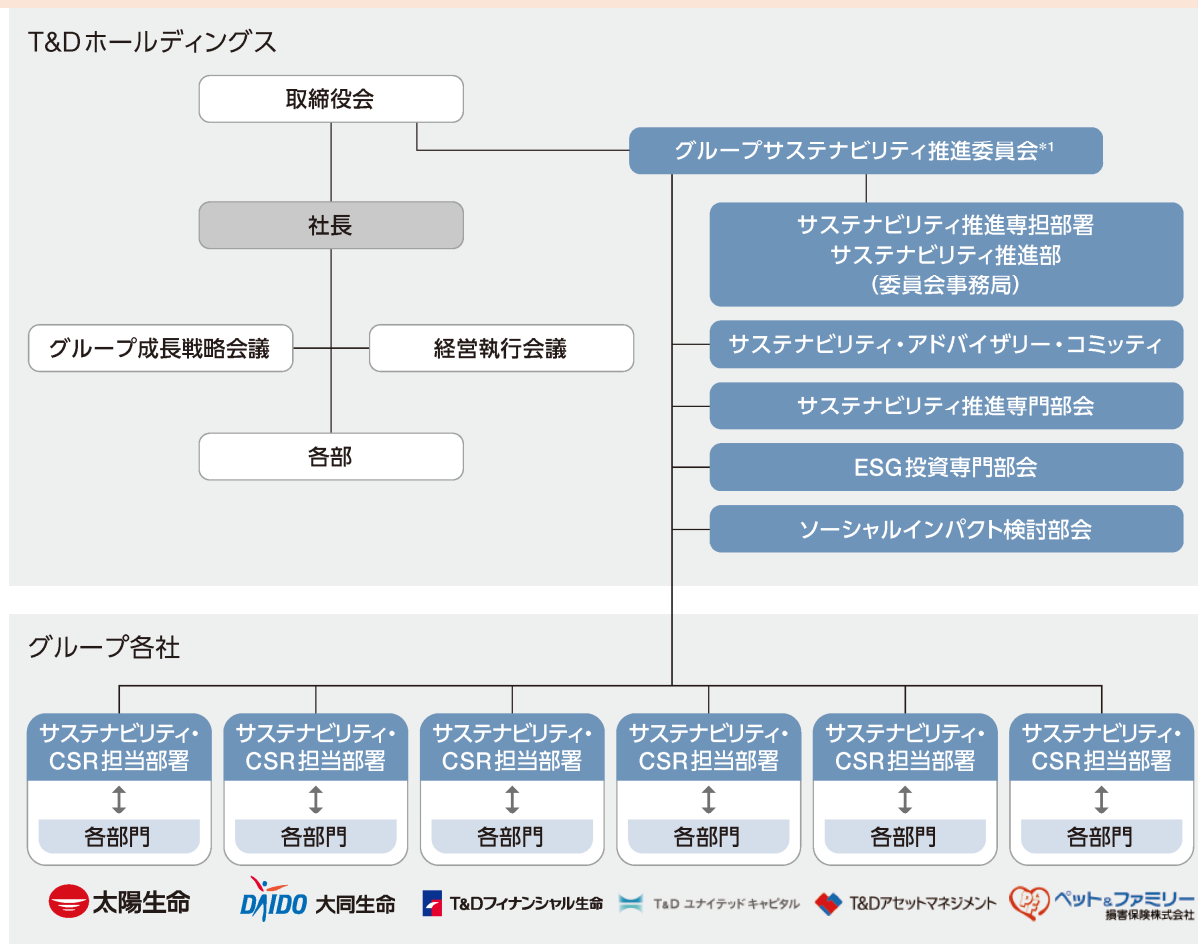
PRI各原則に対する主な取組み

各原則	主な取組み
原則1	資産運用を行うにあたって、ESGの課題を考慮することを基本姿勢の一つとしており、資産運用の規程にも明記しています。そのうえで、投資分析と意思決定プロセスにESGの課題を組み込んだ資産の運用を推進するため、環境・社会・企業統治の課題を考慮した「ESG投融資基準」を導入しています。
原則2	議決権行使基準に、PRIの考え方を明記しています。これにより、社会性・公共性やお客さま・株主等のステークホルダーの皆さまへの受託者責任を踏まえた議決権行使に加え、よりESGの視点を考慮した議決権行使を実施しています。
原則3	日常的に投資先企業と建設的な「目的を持った対話」(エンゲージメント)を実施することに努めています。その中で、持続的な社会の実現に貢献する観点からも、太陽生命のESG課題への対応について理解促進を図るとともに、当該企業におけるESGの課題への対応についても確認を行いつつ適正な開示を求めています。
原則4	太陽生命のPRI活動を企業年金に関するディスクロージャー資料に掲載するとともに、必要に応じて、太陽生命の企業年金等の契約先に、決算内容のほか、太陽生命の資産運用方針やPRI活動の状況等について説明を行っています。
原則5	PRI署名機関や関係者との会合に定期的に参加しています。また、投融資の意思決定プロセスにおいてESG問題を考慮する責任の世界の潮流やベストプラクティスを共有するとともに、日本固有の事情も考慮しながら、PRI普及に向けた具体的な推進施策について協議しています。また、国内外の各種イニシアティブに参画し、協働した取組みを行うとともに、当社取組みのレベルアップに努めています。
原則6	PRI署名の経緯をはじめ、PRIへの取組み内容を太陽生命のホームページやディスクロージャー資料等に掲載し、社内外に開示しています。また、e－ラーニング等を実施し、PRIの考え方や世界的な動向等について積極的に学んでいます。

責任投資推進体制

- ・T&D保険グループでは、グループ各社のサステナビリティ・CSR(Corporate Social Responsibility:社会的責任)担当役員などを構成メンバーとする「グループサステナビリティ推進委員会」を設置しています。これにより、同委員会でのグループ横断的な方針や施策などの議論を通じてサステナビリティ推進体制を強化しています。
- ・また、サステナビリティ・アドバイザリー・コミッティにおいて、外部有識者の見識を取り入れることで、変化の大きいESGに関する情報を取締役が直接入手し、今後の取組みに活かしています。

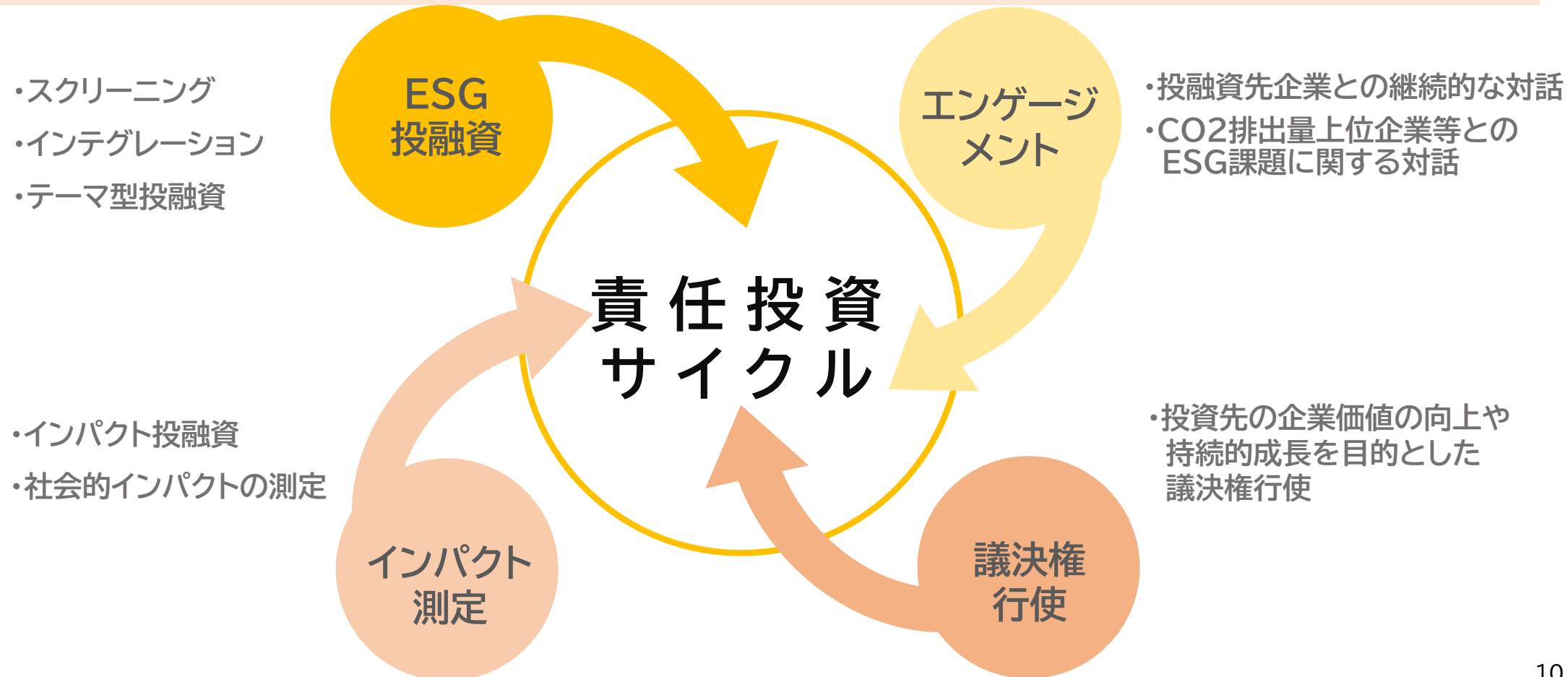
T&D保険グループ サステナビリティ推進体制



責任投資の活動サイクル

- ESG課題を考慮した資産運用を推進するため、「ESG投融資基準」を定め、各資産の運用プロセスにESG要素を組み込んでいます。
- 投融資実行後は、投融資先とESG課題や「議決権行使の判断基準」を踏まえた建設的な対話を行い、投融資先と認識の共有を図ったうえで、適切な議決権行使等を実施するとともに、その成果としてのインパクト測定にも取り組むという責任投資のサイクルを循環させることで責任投資の取組みの深化・高度化を図っています。

活動サイクル



概要

・当社では責任投資活動において3つの重点取組みテーマを設定し、対話やイニシアティブへの参加を通じて社会課題解決に取り組んでいます。

脱炭素社会 への貢献

- ・ 投融資先のCO2排出量削減目標の設定
- ・ 投融資先企業のCO2排出量削減に向けた対話の実施
- ・ Climate Action 100+の参画

人的資本 ダイバーシティ

- ・ 人権方針策定や人権デューデリジェンス実施および開示等に関する対話の実施
- ・ advanceへの参画

生物多様性

- ・ 投融資先の自然関連リスクの分析
- ・ TNFDに基づく開示等に関する対話の実施
- ・ springへの参画



ESG
テーマ型
投融資

投融資先のCO2排出量削減目標

・T&D保険グループでは、自社が排出するCO2排出量のネットゼロに取り組むとともに、機関投資家として投融資先のCO2排出量についても2050年度までにネットゼロとする削減目標を設定し、社会全体の排出量削減に貢献することを目指しています。

CO2排出量削減目標（T&D保険グループ共通）

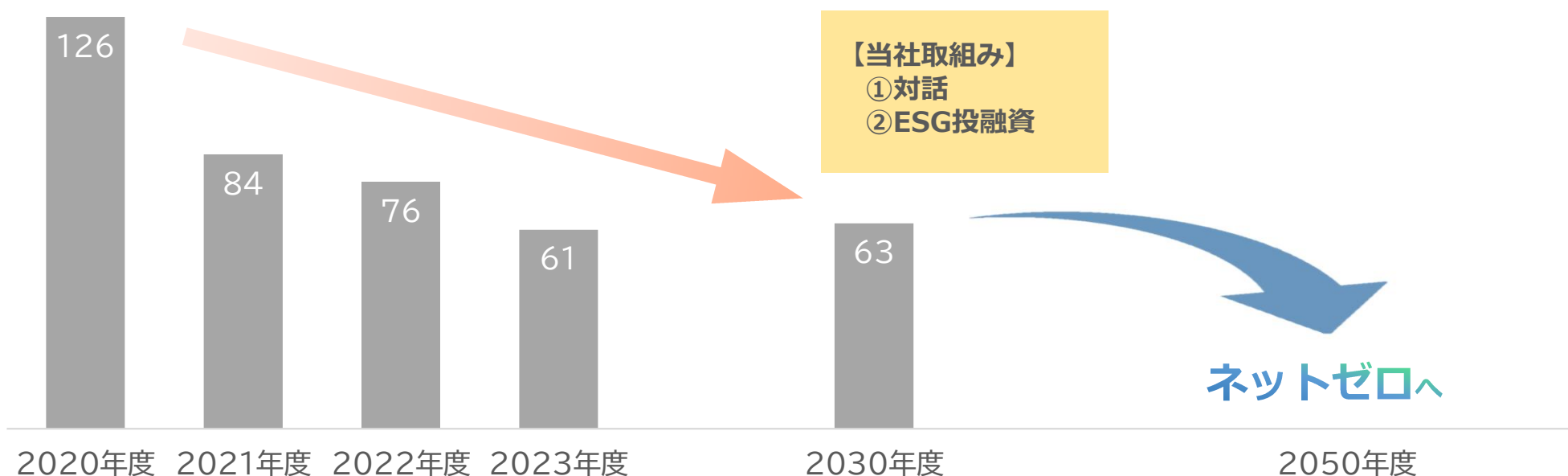
2030年度目標
(2020年度比:原単位)

▲50%削減

2050年度目標

ネットゼロ

投融資先のCO2排出量削減目標（2020年度比：原単位）



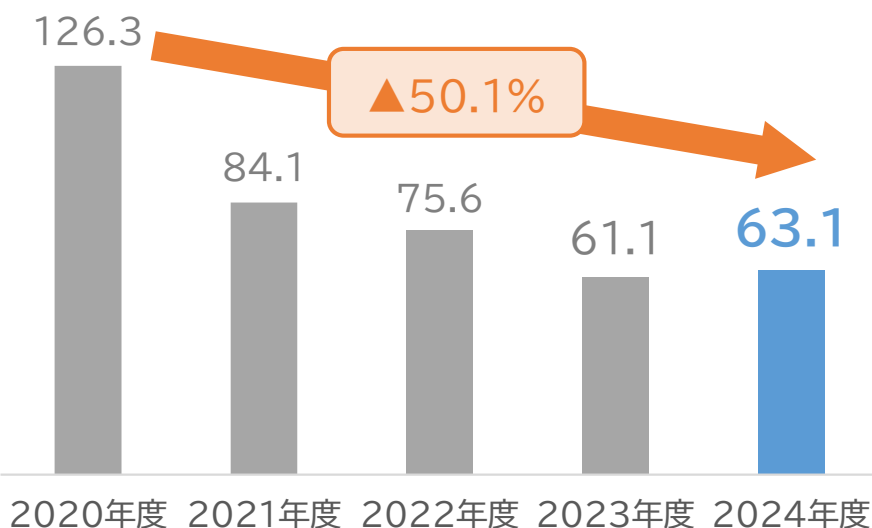
原単位：排出量を資産ポートフォリオ残高で割った指標
対象：国内上場企業の株式、社債、融資

資産ポートフォリオのCO2排出量

- ・投融資先のCO2排出量(2024年度実績)は、投融資残高あたり排出量ベース(原単位)で**2020年度比▲50.1%**の削減率となりました。2023年度からは増加したものの、2030年度目標を達成する水準を維持しております。
- ・2023年度実績と比較し、原単位の排出量が増加した主な要因としては、以下2点です。
 - ①相対的に排出量の多い投融資先への投融資を実行したため
 - ②当社ポートフォリオの変化や保有資産の時価変動等に伴い、各投融資先の当社持分比率が変動したため

投融資先のCO2排出量削減状況

CO2排出量実績(原単位)



	2020年度 (基準値)	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
総排出量	180.6万t	117.6万t	107.8万t	90.7万t	84.5万t
(削減率)	—	▲34.8%	▲40.3%	▲49.8%	▲53.1%
原単位	126.3	84.1	75.6	61.1	63.1
(削減率)	—	▲33.3%	▲40.1%	▲51.6%	▲50.1%

【計測方法】

総排出量:

$$\sum_{i=1}^n \left[\text{投融資先の排出量}_i \times \frac{\text{投融資額}_i}{\text{企業価値}_i} \right]$$

(株式時価総額+有利子負債+非支配株主持分)

原単位 : 総排出量を資産ポートフォリオ残高で割った指標(単位:t/億円)

※資産ポートフォリオ残高は、2025年3月末ベース

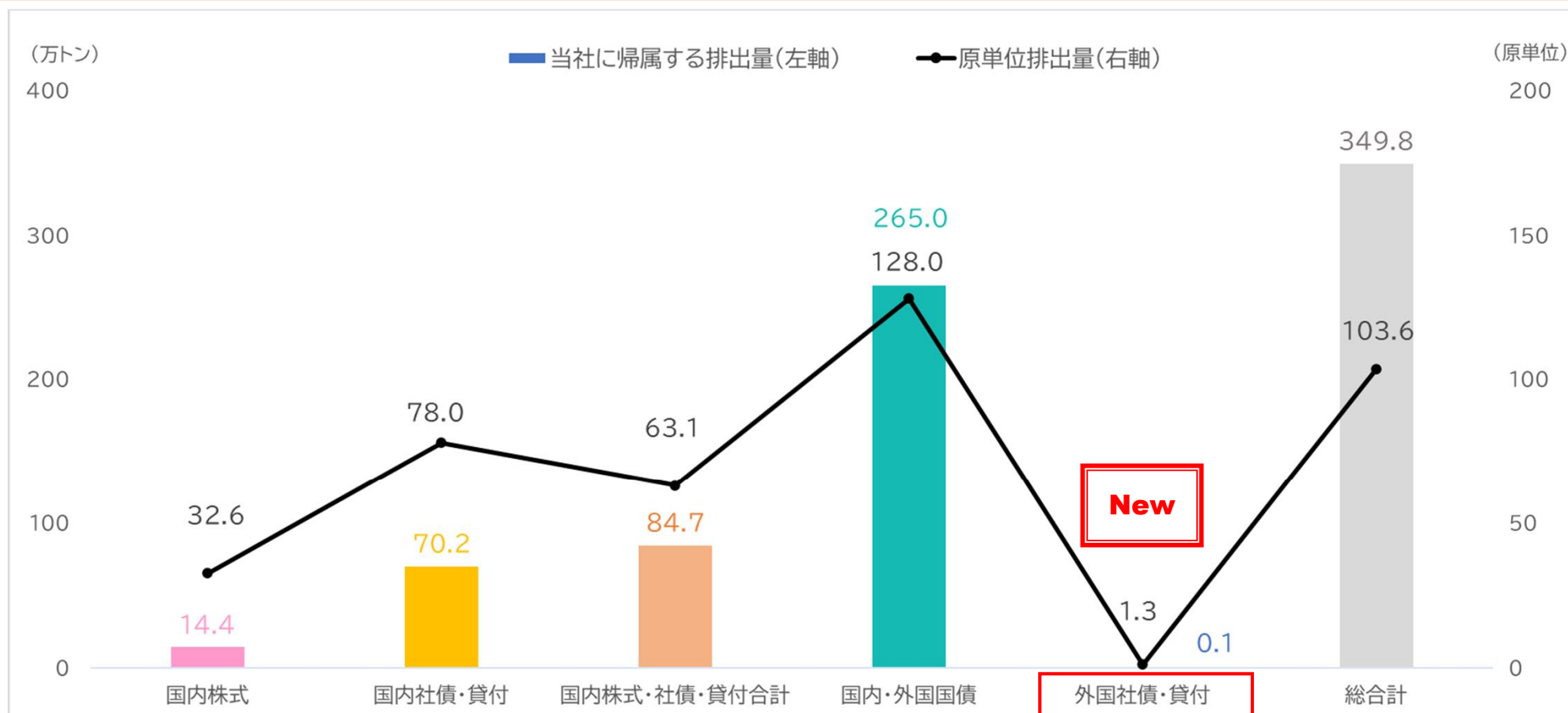
対象 : 国内上場企業の株式、社債、融資

資産ポートフォリオのCO2排出量（資産別）

- ・2024年度末残高基準の資産別の原単位排出量は、以下のとおりです。
- ・本年度より、SSBJ(Sustainability Standards Board of Japan:サステナビリティ基準委員会)の策定するサステナビリティ情報開示基準を踏まえ、**新たに外国社債・貸付のCO2排出量の計測を開始しました。**

※外国株式については保有残高がないため計測対象外です。

資産別当社に帰属する排出量・原単位排出量（2024年度末残高基準）



国債投資によるCO2排出量は、生産ベース排出量(土地利用、土地利用変化・林業から排出される排出量を含まない)に基づくもの

投融資先のCO2排出量削減に向けた取組み

- ・投融資先のCO2排出量削減目標の達成に向け、脱炭素に貢献するESG投融資を推進するとともに、投融資先との対話に取り組んでいます。
- ・2024年10月より、エスカレーション(※)として、ESGに関する重大な課題があり、継続的に対話しても改善が見られない投資先の再任取締役への議決権行使の際には精査を行うこととしました。

New

※対話を行っても改善が見られない場合等に対話の効果を高める取組み。

削減目標達成に向けた対応方針（エスカレーション）

対話

- ・継続した対話の実施により、投融資先企業の排出量削減を促すことで、削減率の引き上げを図る。
- ・必要に応じて、業界団体やイニシアティブへの参画等を通じ、他の機関投資家と協働してCO2排出量削減に向けた働きかけを行う。

議決権行使

- ・ESGに関する重大な課題を抱えており、継続的に対話しても改善が見られない場合、再任取締役の精査を行う。

ESGテーマ型投融資

- ・ダイベストメントについては、対話等による改善が見られない場合の最終手段として位置付ける。
- ・CO2排出量削減に貢献するESGテーマ型投融資を推進し、ポジティブインパクトの創出を図る。

投融資先のCO2排出量削減に向けた取組み（ロードマップ）

CO2排出量削減に向けたロードマップ

<フェーズ1:2020-2030年度>

<フェーズ2:2030-2050年度>

対話

継続した対話の実施により、投融資先企業の排出量削減を促します

削減目標・ロードマップの策定・見直し

CO2排出量削減に向けた働きかけ

CO2排出量上位の投融資先を重点対話先として、さらなる排出削減量引き上げに向けた取組みの実施

ESGテーマ型投融資

CO2排出量削減に貢献するESGテーマ型投融資を推進し、ポジティブインパクトの創出を図ります

グリーンファイナンス・
トランジションファイナンスの推進

インパクトの測定・創出

再生可能エネルギー
プロジェクトファイナンス

さらなる投融資の推進
インパクトの最大化

他社との協働

業界団体やイニシアティブへの参画等を通じ、他の機関投資家と協働して取組みます

Climate Action 100+等のイニシアティブへの参画
生保協会の協働エンゲージメントへの参画



人権尊重・人的資本への取組み

- ・当社は、当社の事業活動が人権に対して影響を及ぼす可能性があることを認識し、「T&D保険グループ人権方針」に基づき、すべてのステークホルダーの人権を尊重した事業活動を推進しています。
- ・人的資本の取組みの一環として、人権デューデリジェンスを実施し、是正を必要とする重大な人権問題は発生していないことを確認しています。
- ・当社では、投融資先企業に対しても人権尊重に向けた取組みを推進することが、企業価値の維持・向上につながると考えており、ESGテーマ型投融資の推進や、エンゲージメントを通じた企業の人権取組みの促進等を行っています。

T&D保険グループ人権方針（抜粋）

人権尊重の基本的な考え方

- ・私たちは、当社グループの経営理念に掲げる「価値の創造を通じて、人と社会に貢献する」ことを目指し、事業に関わるすべてのステークホルダーの人権を尊重する責任を果たします。
- ・私たちは国際的に認められる人権の規範として、「国際人権章典」及び国際労働機関(ILO)の「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」に規定された人権を尊重するとともに、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」及び国連グローバル・コンパクトの署名企業としてその10原則を支持しその実践に取り組めます。

(参考)T&D保険グループ人権方針

<https://www.td-holdings.co.jp/csr/csr-policy/human-right-policy.html>

機関投資家としての取組み

人権尊重やジェンダー平等に資するESGテーマ型投融資

- ・2021年9月に「独立行政法人国際協力機構(JICA)」が発行する「ジェンダーボンド」への投資を実施しました。調達資金は、女性事業主向けの金融アクセス改善事業、女子教育、女性用トイレの設置等のジェンダー平等・女性のエンパワメント推進に資する事業に活用されました。



advanceへの参画

- ・人権に関する協働エンゲージメントを行う国際イニシアティブ「advance」に「Endorser(賛同者)」として参画を表明しました。(2022年9月)



エンゲージメントの実施

- ・投融資先の人権方針の策定・人権デューデリジェンスの実施状況および開示状況を確認し、より一層の取組みに向け、働きかけを行いました(詳細はP. 39参照)。

生物多様性への取組み

- ・当社グループでは、サステナビリティ重点テーマの一つとして、「地球環境保全・気候変動の緩和と適応への貢献」を掲げ、生物多様性の保全にも取り組んでいます。
- ・世界的な生物多様性・自然資本への関心の高まりを踏まえ、当社ポートフォリオの自然関連リスクについて分析を行うとともに、投融資先に対して、生物多様性の保全に向けたエンゲージメントを実施するなど、生物多様性が当社の資産運用に及ぼす影響の状況把握に努めています。

当社ポートフォリオの自然関連リスク

自然関連リスクの分析

- ・当社グループでは、「T&D保険グループ環境方針」を制定し、森林保全活動など、地球環境の保護に取り組んできました。
- ・TNFD(自然関連財務情報開示タスクフォース)が公表され、自然資本に関する情報開示の重要性が高まっていることを受け、当社グループでもTNFDフレームワークに即した対応を進めています。

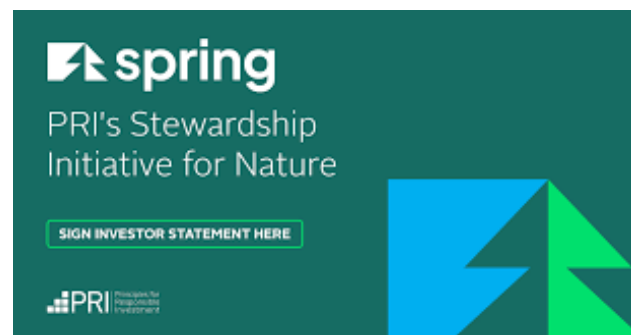
ENCORE分析(詳細はP.19参照)

- ・当社は、投融資先企業と自然資本の関係性を把握するため、TNFDで使用が推奨される自然関連リスク分析ツール「ENCORE」を活用し、業種別に自然資本の依存・影響について評価しました。
- ・今年度より、分析深化の取組みとして、**新たにバリューチェーン分析・ロケーション分析を実施しています。**

エンゲージメントの実施

springへの参画

- ・生物多様性に関する協働エンゲージメントを行う国際イニシアティブ「spring」に「Endorser(賛同者)」として参画を表明しました。(2024年1月)



エンゲージメントの実施

- ・投融資先のTNFDの対応状況(参画、リスクと機会の分析、情報開示等)や課題認識、今後の取組みの方向性について確認するなど、情報把握に努めました。(詳細はP. 40参照)

自然関連リスクの分析結果

ENCORE分析

※色の濃い項目ほど、依存・影響の度合いが大きくなっています。

分析手法

- ・LEAPアプローチ(*)に即して投融資先企業の自然関連リスクについて分析を実施しました。
- ・本分析では、自然リスク評価ツールENCOREの依存・影響モデルに従って業種ごとの依存度・影響度を定量化しています。

(*)LEAPアプローチとは、自然との接点、自然との依存関係、インパクト、リスク、機会など、自然関連課題の評価のための総合的なアプローチ。スコーピングを経て、Locate(発見する)、Evaluate(診断する)、Assess(評価する)、Prepare(準備する)のステップを踏み、TNFD情報開示に向けた準備を行う手法。

分析結果

< 依存 >

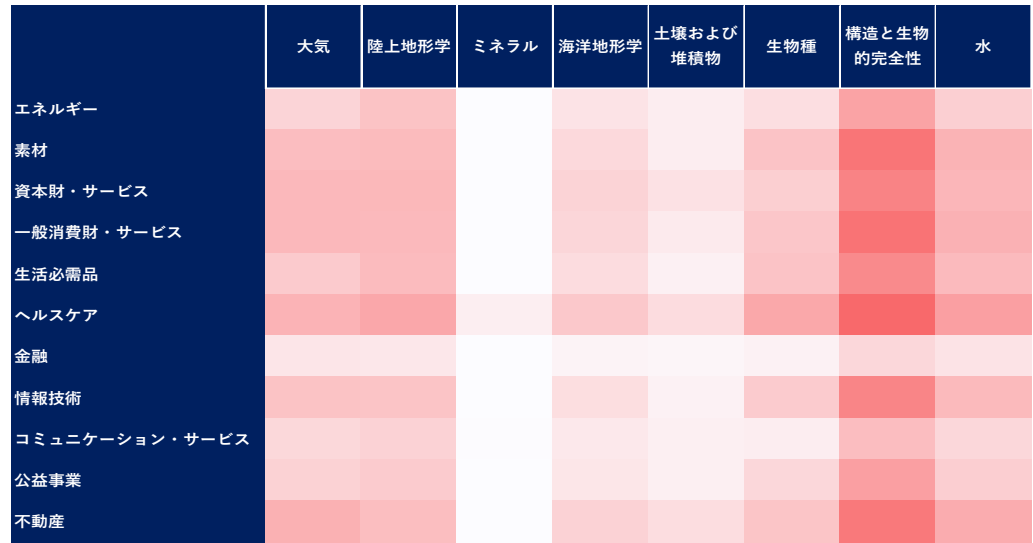
- ・投融資比率の高い「資本財・サービス」「不動産」において、依存度の高い自然資本は「構造と生物完全性」「水」という結果となりました。

< 影響 >

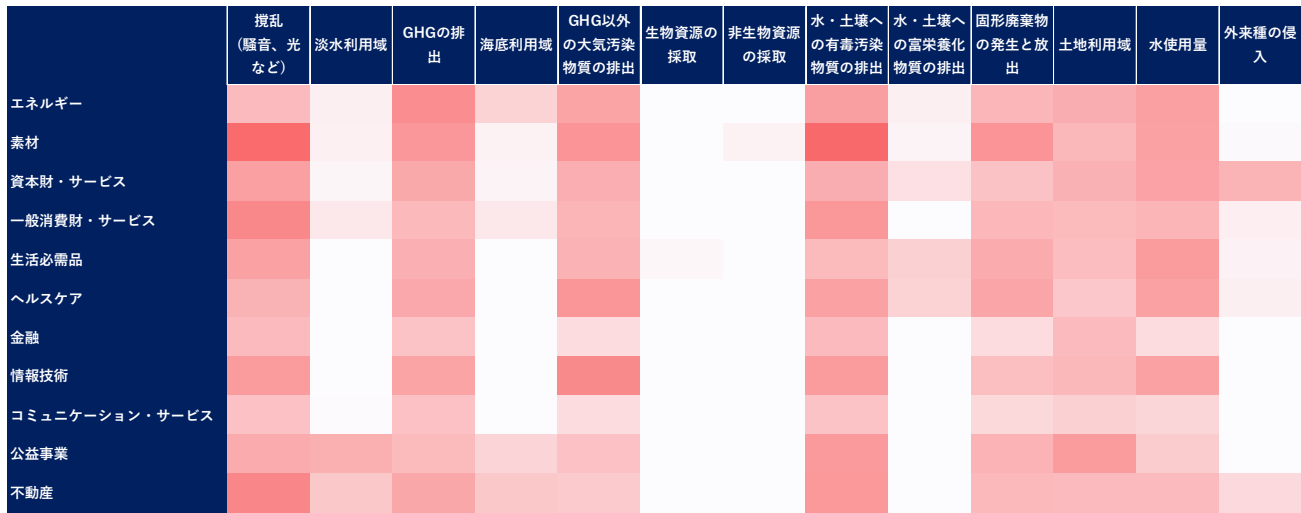
- ・投融資比率の高い「資本財・サービス」において、影響の大きいドライバーは「攪乱」「水使用量」、「不動産」において、影響の大きいドライバーは「攪乱」「水・土壌への有毒汚染物質の排出」という結果となりました。

上記分析結果を踏まえた投融資先との対話を実施します。

■ 依存のヒートマップ(セクター×自然資本への依存度)



■ 影響のヒートマップ(セクター×影響ドライバー)



自然関連リスクの分析結果

New

- ・今年度より新たに、投融資比率が高く、依存・影響の大きい「資本財・サービス」「不動産」セクターから選定した企業のバリューチェーンにおける自然関連リスクの分析を行いました。
- ・また選定した企業の拠点に関する自然関連リスクの分析(ロケーション分析)も行っており、自然資本・生物多様性への取り組みについての対話等に活用していきます。

バリューチェーン分析

企業	上流			下流		
	事業例	主な自然資本への圧力	主な生態系サービス	事業例	主な自然資本への圧力	主な生態系サービス
資本財・サービスA社 (建設機械・大型輸送機)	・機械および設備、金属製品の製造	・攪乱(騒音、光等) ・水・土壌への有毒汚染物質の排出	— (該当なし)	・建設	・攪乱(騒音、光等) ・水・土壌への有毒汚染物質の排出 ・固形廃棄物の発生と放出	・土壌・土砂の保持 ・水の浄化 ・暴風雨の軽減 ・洪水の軽減 ・降雨パターンの調整
資本財・サービスB社 (産業機械・用品・部品)	・基本鉄鋼および鉄合金・その初製品の製造	・攪乱(騒音、光等) ・水・土壌への有毒汚染物質の排出	— (該当なし)	・機械および装置の製造 ・自動車、トレーラーおよびセミトレーラーの製造	・攪乱(騒音、光等) ・水・土壌への有毒汚染物質の排出 ・GHGの排出	・水量の調整 ・暴風雨の軽減 ・洪水の軽減
不動産C社 (各種不動産事業)	・建設	・攪乱(騒音、光等) ・水・土壌への有毒汚染物質の排出 ・固形廃棄物の発生と放出	・土壌・土砂の保持 ・水の浄化 ・暴風雨の軽減 ・洪水の軽減 ・降雨パターンの調整	・小売業 ・ホテルおよびレストラン	— (該当なし)	・視覚的アメニティサービス

ESG投融資の概要

- ・当社では、資産運用を行うにあたって、ESG課題を考慮することを基本姿勢の一つとしており、資産運用の規程にも明記しています。
- ・当社では、「資産運用の基本姿勢」に基づき、ESG課題を考慮した資産運用を推進するため、「ESG投融資基準」を定めています。基準に基づく主なESG投融資手法は以下のとおりです。

資産運用の基本姿勢

- 1.経営の自己責任原則のもと、相互牽制機能を発揮した内部管理体制、金融環境等をふまえたリスク管理体制および資産運用体制等の充実・強化に努める。
- 2.生命保険業の性格をふまえ、投機的取引や不健全な先への投融資等を厳に慎む等社会性・公共性の観点に一層配慮し、保険契約者等の利益の増進を図る。
- 3.投融資にあたっては、内外の金融・資本市場に対して与える影響をも勘案した行動をとるとともに、海外投融資に際しては現地の金融・経済に与える影響にも配慮する。
- 4.子会社その他の内閣府令で定める特殊の関係のある者の資産運用においても、社会性・公共性の観点に立脚した行動をとるよう、その指導に努める。
- 5.環境・社会責任・企業統治の課題に考慮し、社会や金融市場の持続的発展に貢献するよう努める。
- 6.責任ある機関投資家として、投資先企業との建設的な対話等を通じてスチュワードシップ責任を適切に果たすよう努める。

主なESG投融資手法

投融資プロセスへのESG課題の組み込み

ESGインテグレーション	投融資プロセスへのESG要素の体系的な組み込み
ネガティブスクリーニング	特定の業種・企業等を投資対象から除外

ESGテーマ型投融資

ESGテーマ型投融資	社会課題の解決に資するテーマを資金用途とする投融資
------------	---------------------------

インテグレーション

- ・株式や債券等の有価証券、不動産および貸付等の投融資の際に、投融資先企業の財務情報に加え、ESG等の非財務情報に関する企業評価を取り入れることで、長期的な投資成果の向上とともに、PRIに基づく使命を果たすよう努めています。
- ・今年度より外部委託について、責任投資に関する取組みのヒアリング等を実施しており、ESGインテグレーションの対象資産を拡大しています。

	財務情報等による分析		ESG要素等の考慮(非財務情報)
上場株式	・投融資先の収益性、信用力、健全性、キャッシュフロー 等	+	・対話から得た情報等を踏まえた重点課題の定量評価によるスクリーニング ・社内ESGスコアの活用 等
社債・貸付			
不動産	・キャッシュフロー予測 ・物件の法的・物理的リスク 等	+	・環境配慮(建物環境認証取得等) ・創出されるインパクト 等
プロジェクトファイナンス	・プロジェクトの信用力 ・キャッシュフロー予測 等	+	・プロジェクトの公共性 ・創出されるインパクト 等
外部委託	・運用体制 ・トラックレコード 等	+	・責任投資に関する取組みのヒアリング 等

New

ネガティブスクリーニング

- ・当社では、お客さまからお預かりした保険料について、収益性や流動性ととともに、社会性・公共性の観点にも配慮した運用を行っており、反社会的行為に関与していると判断される場合や、非人道的兵器・核兵器製造への関与が確認された場合などには、投融資を原則禁止としています。
- ・また、気候変動への影響が大きい特定事業やパーム油関連企業への新規投融資を原則禁止とするほか、取引先や投融資先でESGに関わる不祥事が発生した場合や、ESG課題等に重大な問題がある場合には、必要に応じて、直接コミュニケーションを取るなど状況を把握したうえで、当該基準に基づき投融資の可否を検討します。

投融資・取引の禁止項目

項目	詳細
反社会的勢力等が関係する企業に対する投融資・取引	「太陽生命反社会的勢力対応に関する基本方針」「反社会的勢力排除対応規程」等に基づき対応を実施。
非人道的兵器・核兵器製造企業に対する投融資	非人道的兵器:生物兵器、化学兵器および非人道的な効果を有する特定通常兵器の使用禁止・制限の目的で制定された国際条約（*）にて使用を全面禁止する兵器のうち、日本政府が批准しているもの。 （*）生物兵器禁止条約、化学兵器禁止条約、特定通常兵器使用禁止制限条約、オタワ条約、オスロ条約等

新規投融資・取引の禁止項目

項目	詳細
特定事業・企業に対する新規投融資	・石炭火力発電関連事業 ・石炭採掘事業 ・オイルサンド事業 ・北極圏野生生物国家保護区での石油・ガス採掘事業 ・パーム油関連企業
不祥事発生企業に対する投融資・取引	「投融資先不祥事判定ガイドライン」に基づき対応を実施。

ESGテーマ型投融資の取組み

- ・ESG課題を考慮し、持続的な社会の実現に貢献できるテーマを持った資産等への投融資に取り組んでいます。
- ・また、投融資後も、グリーンウォッシュ(※)等を防止する観点から、資金使途状況の年次モニタリングを実施しており、各案件の調達資金が、投融資時の調達目的に沿って、問題なく資金充当がなされていることを確認しています。

※環境配慮の誇張表示等、環境に配慮しているように見せかける行為・表現。

ESGテーマ型投融資の主な取組み事例

主な取組み事例	関連するSDGs
○再生可能エネルギー関連事業への投融資 地球環境保護や省エネルギーに貢献できる大規模な風力発電事業や太陽光発電事業を投資対象としたファンド等に投融資を行っています。	 
○グリーンボンド・トランジションボンドへの投資 再生可能エネルギー発電事業やエネルギー効率化事業等への資金供給を目的とするグリーンボンドや低炭素社会等へ移行するための事業等への資金供給を目的とするトランジションボンドへの投資を行っています。	   
○持続可能な社会の実現に貢献できる投融資 少子高齢社会や開発途上国の教育・雇用支援、ジェンダー平等など国内外の社会問題解決に向け、ソーシャルボンドなど、持続可能な社会の実現に貢献できる投融資に取り組んでいます。	               
○社会課題解決に向けたインパクトを追求する「インパクト投融資」への取組み 投資リターンだけでなく、環境などの社会課題解決へのインパクトも追求する「インパクト投融資」に取り組んでいます。	           
○サステナビリティ・ローンフレームワークを活用した投資 借り手のESG戦略に対して設定されたサステナビリティ・パフォーマンス目標の達成状況に応じて、金利条件等の貸付条件が変動する仕組みのローンフレームワークを定め、持続可能な社会の実現を推進する投融資を行っています。	           

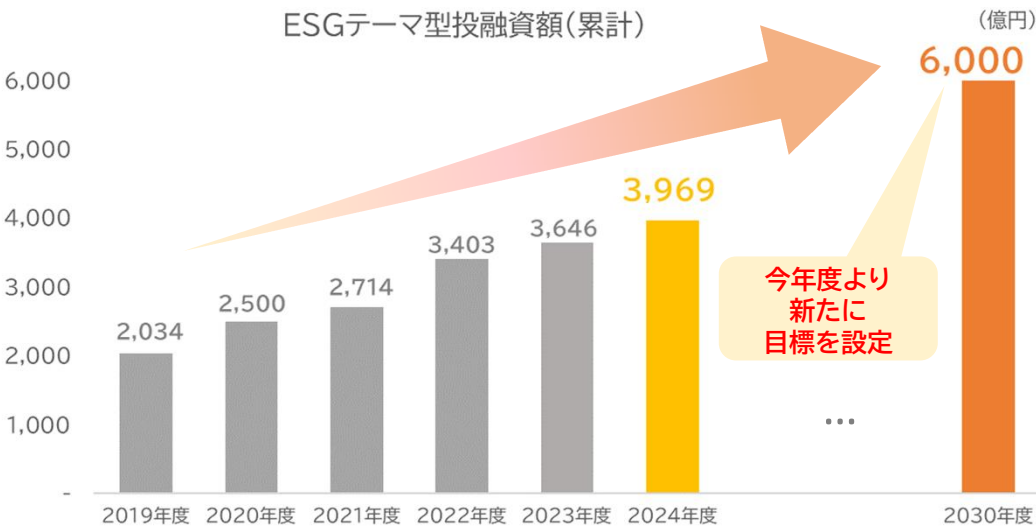
ESGテーマ型投融資の取組み

- ・ESGテーマ型投融資は、収益性等を総合的に勘案し実施した結果、**2024年度実行額は約323億円、累計額は3,900億円超**となりました。グリーン債券、ソーシャル債券、サステナビリティ・リンク・債券等への投資を中心に、継続的にESGテーマ型投融資に取り組みました。
- ・今年度より**新たに2030年度末の投融資累積額目標として6,000億円を設定**しました。引き続きESG課題の解決と収益性の両面を考慮したうえでESGテーマ型投融資を推進していきます。

主なESG投融資案件（2024年度）

E	・グリーン債券 ・トランジション債券 ・ブルー債券 等	約 108 億円
S	・ソーシャル債券 ・ソーシャルローン 等	約 92 億円
ESG 複合	・サステナビリティ・リンク・債券 ・サステナビリティ・リンク・ローン 等	約 123 億円
合計		約 323 億円

ESGテーマ型投融資累計額 推移



- ・2019～2024年度の**5**年間で約**1,900**億円を積み上げ
- ・**2030年度末**時点の目標**6,000**億円を設定

New

インパクト投資の取組み

- ・ESGテーマ型投資の質の向上を目指し、環境・社会に対するインパクト創出をもたらす「インパクト投資」の拡大に取り組んでおり、新たにインパクト投資の定義を定めました。合わせて、これまでに実行したESGテーマ型投資案件について、発行体等の開示データ等を参照し、環境・社会面に与えるインパクトを測定しています。
- ・CO2排出量削減をはじめ、持続的な社会の実現に貢献するESGテーマ型投資・インパクト投資を推進し、着実にポジティブインパクトの創出を図っていきます。

インパクト投資の要素※

1. ポジティブインパクト創出・重大なネガティブインパクト削減の意図があること
2. 意図に基づく戦略があること
3. 戦略に沿ったインパクトの測定が行われること
4. インパクト創出に向けたマネジメントが行われること

インパクト投資の定義※

New

- 以下の2つの区分で投資状況を管理しています。
- 広義のインパクト投資**
環境・社会に対しポジティブインパクト創出等の意図・戦略があり、その成果の測定が行われている投資
- 狭義のインパクト投資**
上記に加え、インパクト創出等に向けた積極的なアクション等のマネジメントが行われている投資

※「インパクト志向金融宣言」(詳細はP. 53)のインパクトファイナンス参入基準ガイダンスを参考にしています。

E

CO2削減貢献量

排出削減の年間貢献量 年間▲66.1万トン

S

ヘルスケア関連インパクト

医療サービスの受益者数 80.7万人

社会保障未加入者への健康診断提供 13.2万人

認知症グループホーム 614室

サステナビリティ・ローンフレームワークの取組み

New

- ・当社では2024年10月に、企業のESG課題解決に向けた取組みを支援するため、「サステナビリティ・ローンフレームワーク」を制定しました。
- ・本フレームワークを通じて、環境・社会課題の解決に貢献するプロジェクトを資金使途とする「グリーンローン」「ソーシャルローン」、企業のサステナビリティ目標達成を促す「サステナビリティ・リンク・ローン」の3つのフレームワークを提供します。

サステナビリティ・ローンフレームワークの概要

名 称	太陽生命 サステナビリティ・ローンフレームワーク
フレームワーク	グリーンローン、ソーシャルローン、サステナビリティ・リンク・ローン
第三者意見	各商品に関連する国内外の原則・ガイドラインへの適合性について、株式会社格付投資情報センターより第三者意見を取得(2024年10月31日付)

サステナビリティ・ローンフレームワークの流れ



ESGテーマ型投融资事例（債券・融資）

豊田合成サステナブル&ポジティブインパクトボンド



BEV向け製品



新エアバッグ

- ・豊田合成株式会社が発行する、国内初の公募型インパクトボンドに投資を行いました。
- ・同社は、「クルマの様変わりへの対応」「交通死亡事故の低減による安心・安全・快適なモビリティ社会の実現」等をマテリアリティとしており、調達された資金は BEV(ゼロエミッション車)向け製品の生産セーフティシステム製品の生産拡張に係る設備投資資金に充当されます。
- ・本債券を通じてクリーン輸送や安心・安全な交通社会の実現等のインパクト創出が見込まれています。

〔関連する主なSDGs目標〕



クレディ・アグリコル ソーシャルローン



がん研究病院への支援

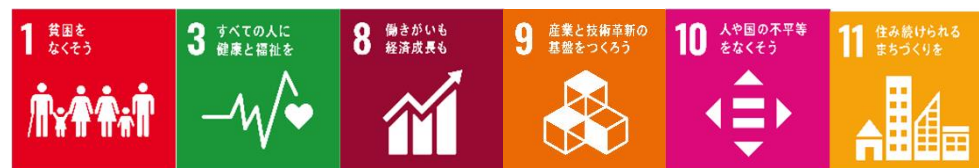


地域経済開発

出典:Crédit Agricole Group, Social Bond Report

- ・社会的にポジティブな影響を与えることを目的としてクレディ・アグリコル銀行東京支店へのソーシャルローンを実行しました。
- ・「地域の経済発展」、「社会経済的な向上とエンパワーメント」、「医療サービスへのアクセス」の取組み・支援のために充当されます。

〔関連する主なSDGs目標〕



ESGテーマ型投融資事例（環境・シニア社会に配慮した不動産投資）

- ・不動産物件の新築や大規模修繕などを行う際に、環境やシニア社会に配慮した取組みの検討・導入を行っています。
- ・また、景観の美化や周辺との調和に配慮する一方、既存の不動産物件においても、環境保護に留意する観点から、営業用・投資用すべての物件のエネルギー効率等をモニタリングし、必要に応じて照明設備・空調設備等の省エネ化を行うなど、継続的な環境への取組みを実施しています。

老人ホーム施設の建設

- ・「健康寿命の延伸」という社会課題に応え、シニアの方々が安心して暮らせる社会作りに貢献できるよう、当社が保有する不動産を活用した住宅型有料老人ホームの建設に取り組んでいます。



環境保護・省エネ化に向けた取組み

- ・金沢支社では「ZEB Ready(※1)」認証および「CASBEEウェルネスオフィス」(※2)認証にてAランクを取得しました。
- ・当社も参画する「渋谷二丁目17地区第一種市街地再開発事業」では、「渋谷アクシュ(SHIBUYA AXSH)」オフィス部分で「ZEB Ready」認証を取得しました。



※1 ZEB(Net Zero Energy Building)は、省エネルギーとエネルギー自立によって室内環境の質を維持しながら、エネルギー収支をゼロにすることを旨とする建物のことです。

なお、「ZEB Ready」認証は、年間一次エネルギー消費量を同水準の標準的な建物に比べ50%以上削減した建物に与えられる認証です。

※2 「CASBEEウェルネスオフィス」とは建物利用者の健康、快適性の維持・増進を支援する建物の仕様、性能、取組みを評価するツールです。

スチュワードシップ活動方針

- ・当社は、PRI署名機関として、同原則を踏まえた資産運用体制の整備を行うとともに、環境・社会・企業統治の課題を考慮した資産運用を推進しています。
- ・日本版スチュワードシップ・コードの「投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために」という趣旨・目的は、責任投資原則(PRI)と同様に当社の資産運用の基本姿勢と合致していることから、本コードに賛同し、各原則に対する方針を定め、公表しています。

スチュワードシップ責任を果たすための方針

1. 基本的な考え方

- ・当社は、お客さまからお預かりした保険料を運用する機関投資家として、投融資先企業の企業価値向上やその持続的成長を促し、中長期的な投資リターンの拡大を図ることを目的に、サステナビリティに関する課題も踏まえたスチュワードシップ活動に取り組めます。

2. スチュワードシップ活動の考え方

- ・投融資先企業やその事業環境等の状況を的確に把握し、建設的な「目的を持った対話」を通じて当該企業との認識の共有および問題の改善に努めます。
- ・議決権行使にあたっては、財務情報等による形式的な判断基準にとどまらず、非財務情報や対話を通じた当該企業との相互理解を重視し、判断します。
- ・スチュワードシップ活動を行うための組織体制の整備や専門性の高い人材の育成に努めます。

(各原則に対する方針:詳細)

<https://www.taiyo-seimei.co.jp/company/activity/ssc.html>

エンゲージメント（対話）の考え方

・当社は、議決権行使の際に、当社「議決権行使の判断基準」を踏まえた対話を行うとともに、気候変動をはじめとする ESG課題や経営戦略など幅広いテーマについて日常的な対話に努め、投融資先との認識の共有を図っています。

基本的な考え方

- ・当社は、中長期的な視点で投資先企業の企業価値向上および持続的成長を促すため、サステナビリティに関する課題も踏まえ、建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業との認識の共有を図るよう努めます。
- ・また、当該企業の業績やESG課題等に重大な問題があり、当該企業の企業価値を毀損するおそれのある場合、より十分な説明を求める等、認識の共有を図るとともに問題の改善に努めます。
- ・対話は基本的に単独で実施しますが、必要に応じて、他の機関投資家と協働して行うこともあります。

対話のアプローチ

議決権行使に係る対話

議決権行使の判断基準を踏まえた課題

- ・議決権行使の際に、財務情報等による形式的な判断基準にとどまらず、対話を通じた相互理解を重視し、投資先企業の状況や当社の考え方について認識の共有を図ったうえで、適切な議決権行使に努めます。

日常的な対話

ESG課題

- ・当社は、ESG等の課題を認識した投融資先企業に対し、課題認識の共有を図ることが重要なスチュワードシップ活動であるとの認識のもと、幅広い視点で対話を行うことにより、投融資先企業の持続的成長を後押しするとともに、持続可能な社会の実現に貢献できるよう努めます。
- ・とりわけ、気候変動に関しては、投融資先企業の温室効果ガス削減等に向けた方向性を確認するとともに、TCFDへの取り組みをはじめ、気候変動に関する情報開示の拡充に向けた対話に努めます。

経営戦略
決算状況等

- ・投融資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、投融資先企業の経営戦略やその事業環境等の状況を的確に把握した上で、投融資先企業との認識の共有を図るよう努めます。

ESG課題に関するエンゲージメント実施サイクル

- ・ESG課題に関する対話の実施においては、CO2排出量の計測・分析を実施するとともに、投融資先の開示情報を確認のうえ、当社が重点取り組みテーマとしている「脱炭素社会への貢献」「人的資本・ダイバーシティ」「生物多様性」への対応状況について対話を実施しています。
- ・2024年度は当社投融資ポートフォリオにおけるCO2排出量の上位50社を対象に対話を実施しました。

ESG課題解決に向けた対話実施サイクル

④対話実施

- ・原則対面での対話を実施。
【主な対話内容】
 - ・ネットゼロ・中間目標設定状況
 - ・ロードマップ策定状況 等

対話
実施

①排出量計測

- ・3月末の投融資残高をもとに、
投融資先のCO2排出量計測を実施

排出量
計測

③対話先選定

- ・投融資先CO2排出量の
上位50社を対象に実施。
※排出量上位50社で当社ポ
ートフォリオ排出量の約90
%をカバー

対話先
選定

②確認・分析

- ・主に以下について確認・分析
 - (1) 投融資先のCO2総排出量・
単位あたり排出量
 - (2) CO2排出量増減分析
 - (3) 2030年度排出量削減見込み

確認
分析

エンゲージメントのマイルストーン管理

New

- ・エンゲージメント(対話)にあたり、投融資先企業ごとの各種ESG課題の解決に向けた進捗状況を8段階でマイルストーン管理を行っています。課題解決に向けた進捗状況は、企業の開示情報だけでなく対話を通じて確認しております。
- ・マイルストーン管理により、重点的に対話すべき課題を見える化し、より実効性の高い対話に努めています。
- ・継続的な対話を通じて投融資先の課題解決には一定の進捗が見られています。一方で、開示の充実等、改善の余地がある点については引き続き対話等を通じた課題解決の支援を行っていきます。

マイルストーン管理

レベル	マイルストーン	概要
0	課題未対応	課題への対応・対話が行われていない
1	対話機会の確立	対話が実施できている
2	課題の揭示	当社が対話先企業へ課題を揭示
3	課題の共有	対話先企業との間で課題認識を共有している
4	取組の検討	対話先企業が目標設定などに向けて取り組みを検討し始めた状態
5	計画の策定	対話先企業が計画・目標設定を行い、前向きに取り組みを進めている状態
6	取組の改善	対話先の課題に改善がみられる状態
7	課題の解決	課題が解決された状態

ESG課題の例

脱炭素社会への貢献

- ・CO2削減目標の設定・水準
- ・SBT認定の取得
- ・ロードマップの設定
- ・TCFDへの賛同 等

人的資本・ダイバーシティへの取組み

- ・女性取締役数・女性管理職比率目標の設定
- ・人権方針の制定 等

生物多様性への対応・保全

- ・TNFDへの賛同
- ・TNFDに沿った分析・評価の実施 等

エンゲージメント実施結果（概要）

- ・2024年度においても、投融資先のCO2排出量削減に向け、継続して当社投融資先の排出量90%相当を占める上位50社に対し、対面および書面での対話を通じ、排出量削減に取り組みました。
- ・その他議決権行使やESG課題（ダイバーシティ等）についても対話を実施し、日常的な対話を含めた2024年度の累計対話実施数は、のべ432件となりました。

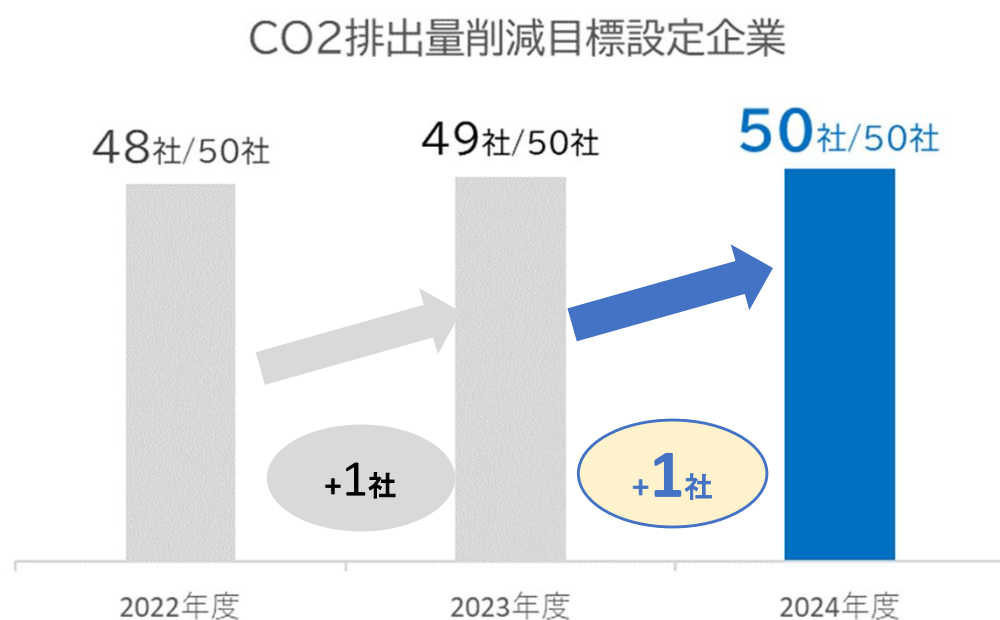
対話実施件数（2024年7月から2025年6月まで）

対話テーマ	のべ社数	のべ件数
上場株式投資先との対話	43社	68件
議決権行使の判断基準を踏まえた課題	21社	36件
ESG課題（CO2排出量削減）	4社	4件
ESG課題（ダイバーシティ、資金使途確認、ESG全般等）	11社	11件
その他（経営戦略、決算状況等）	17社	17件
国内事業債投資先・融資先との対話	205社	364件
ESG課題（CO2排出量削減）	59社	60件
ESG課題（ダイバーシティ、資金使途確認、ESG全般等）	97社	106件
その他（経営戦略、決算状況等）	174社	198件
合計	248社	432件

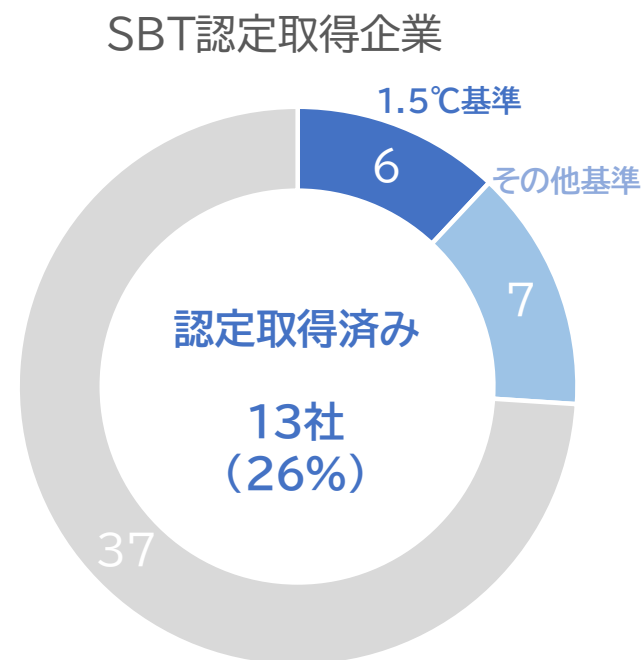
エンゲージメント実施結果（目標設定）

- ・投融資先のカーボンニュートラルに向けては、野心的かつ科学的根拠に基づく削減目標の設定が重要と考えています。
- ・CO2排出量上位50社のうち、全社が排出量削減に向けた取組みとして、「ネットゼロ目標・中間目標」を設定済となりました。
- ・削減目標についてSBT認定を取得している企業は、50社中13社と、前年から微減しており、対話を継続していく必要があると認識しています。

対話先の状況（CO2排出量上位50社）



CO2排出量上位50社全社で目標設定済



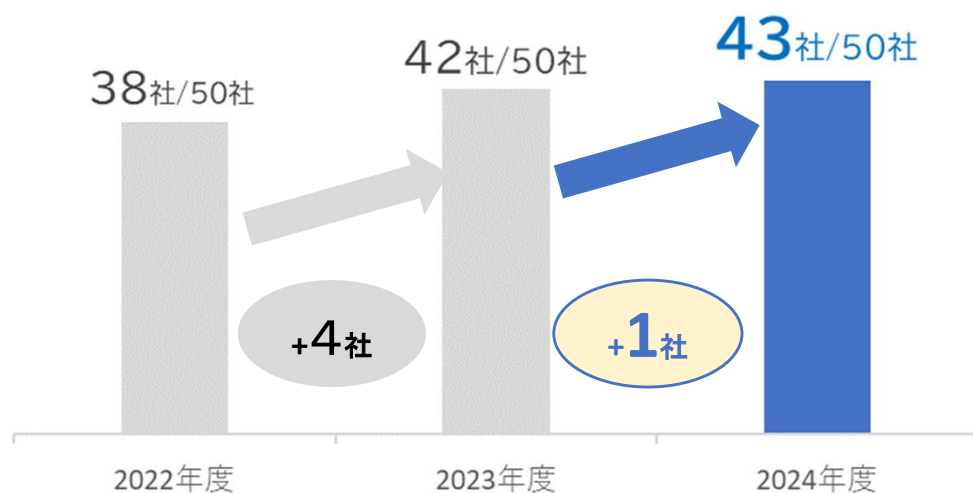
目標設定の設定根拠に関して丁寧な対話が必要

エンゲージメント実施結果（ロードマップ設定）

- ・投融資先のCO2排出量削減目標達成に向けては、実効性のあるロードマップの設定が重要と考えています。
- ・CO2排出量上位50社のうち、「ネットゼロ目標・中間目標達成に向けたロードマップ」を設定済の企業は1社増加し、43社となりました。
- ・ロードマップについて、各取り組み施策の削減貢献度を定量的に開示するなど、詳細な設定を開示した企業は、50社中19社と前年から横ばいとなり、ロードマップの開示内容については継続的な対話が必要であると認識しています。

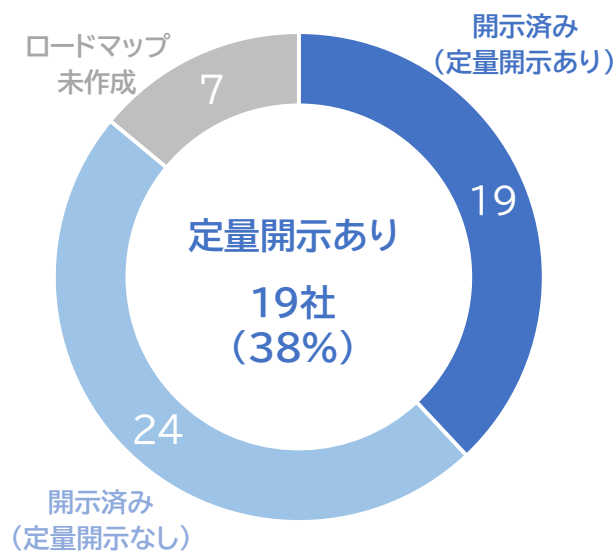
対話先の状況（CO2排出量上位50社）

目標達成に向けたロードマップ設定企業



投融資先で一定の進捗を確認

ロードマップ設定企業

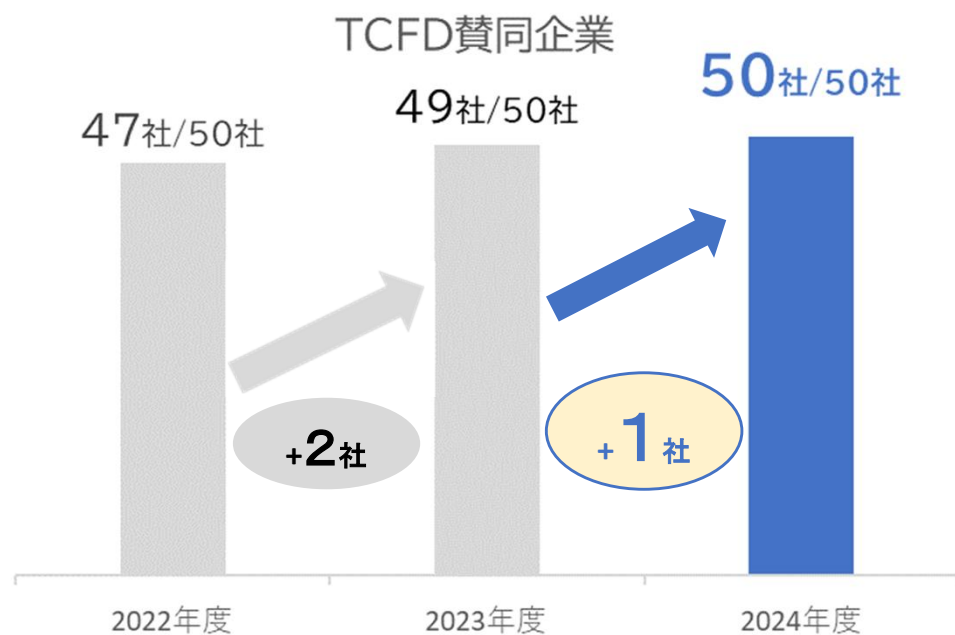


ロードマップの中身は課題あり

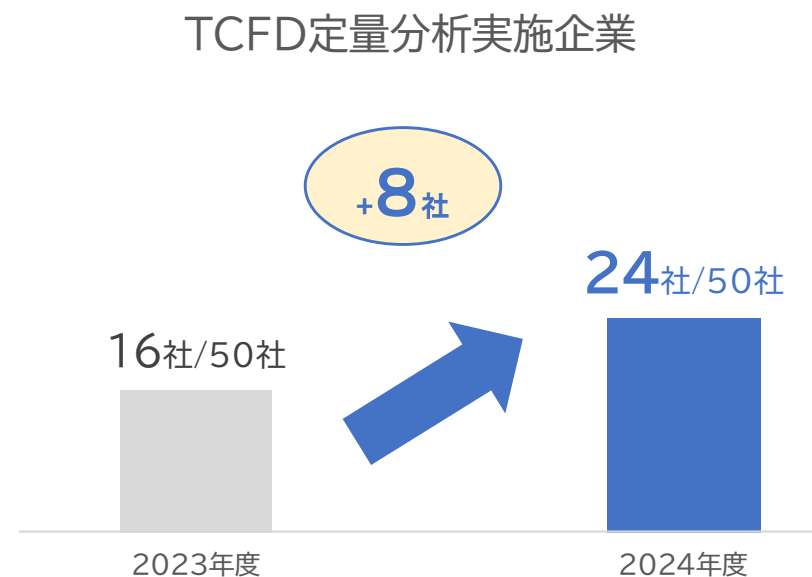
エンゲージメント実施結果（TCFD開示）

- ・TCFDに基づき、気候変動に関する財務情報開示が行われることが望ましいと考えています。
- ・CO2排出量上位50社のうち、全社がTCFDへの賛同企業となりました。
- ・TCFDで推奨されている定量的な分析結果の開示（気候変動関連リスク・機会の財務的影響）を行った企業は、50社中24社となり昨年から大きく改善しました。

対話先の状況（CO2排出量上位50社）



CO2排出量上位50社全社でTCFD賛同

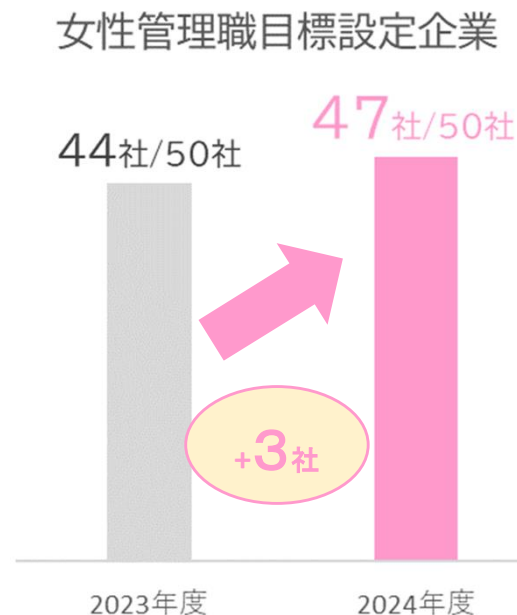
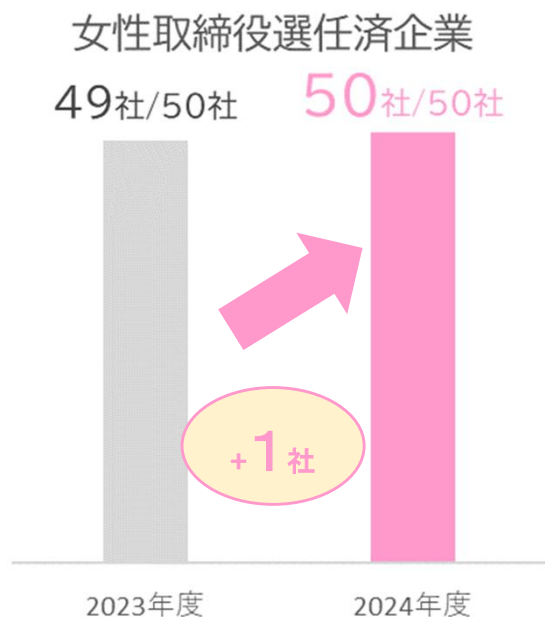


投融資先で分析を実施する企業の増加を確認

エンゲージメント実施結果（女性取締役・女性管理職）

- ・グローバル化による競争の激化や、多様化する顧客ニーズやリスクに対応し、投融資先企業が中長期的に企業価値を高めていくためには、多様性のある組織に転換していく必要があると考えています。
- ・対象企業50社のうち、全社で女性取締役を選任済となりました。
- ・また、女性管理職目標を設定・開示している企業は、50社中47社と改善が見られました。

対話先の状況

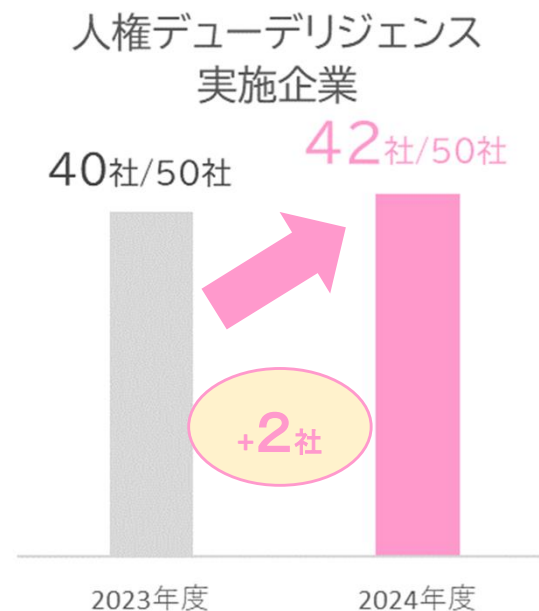
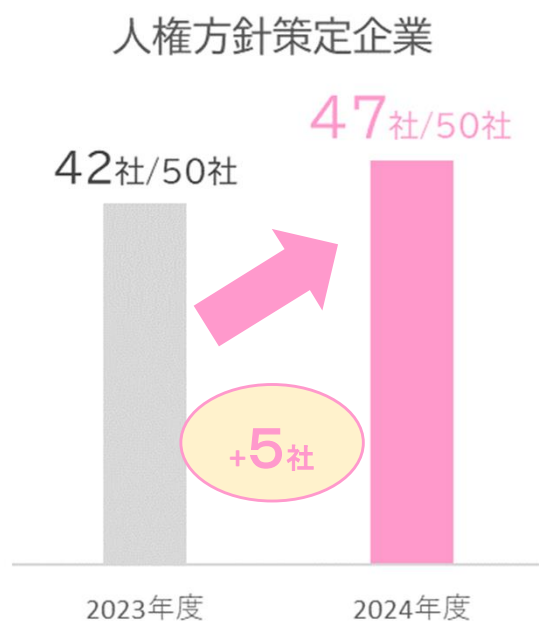


女性取締役・女性管理職への登用など投融資先の一定の対応を確認

エンゲージメント実施結果（人権対応）

- ・当社は、「T&D保険グループ人権方針」に基づき、すべてのステークホルダーの人権を尊重した事業活動を推進しており、投融資先企業に対しても人権尊重に向けた取組みを推進することが、企業価値の維持・向上につながると考えています。
- ・対象企業50社のうち、人権方針を策定・開示しているの企業は、50社中47社となり、改善が見られました。
- ・また、人権デューデリジェンスの実施状況を開示している企業についても、50社中42社となり、改善が見られました。

対話先の状況

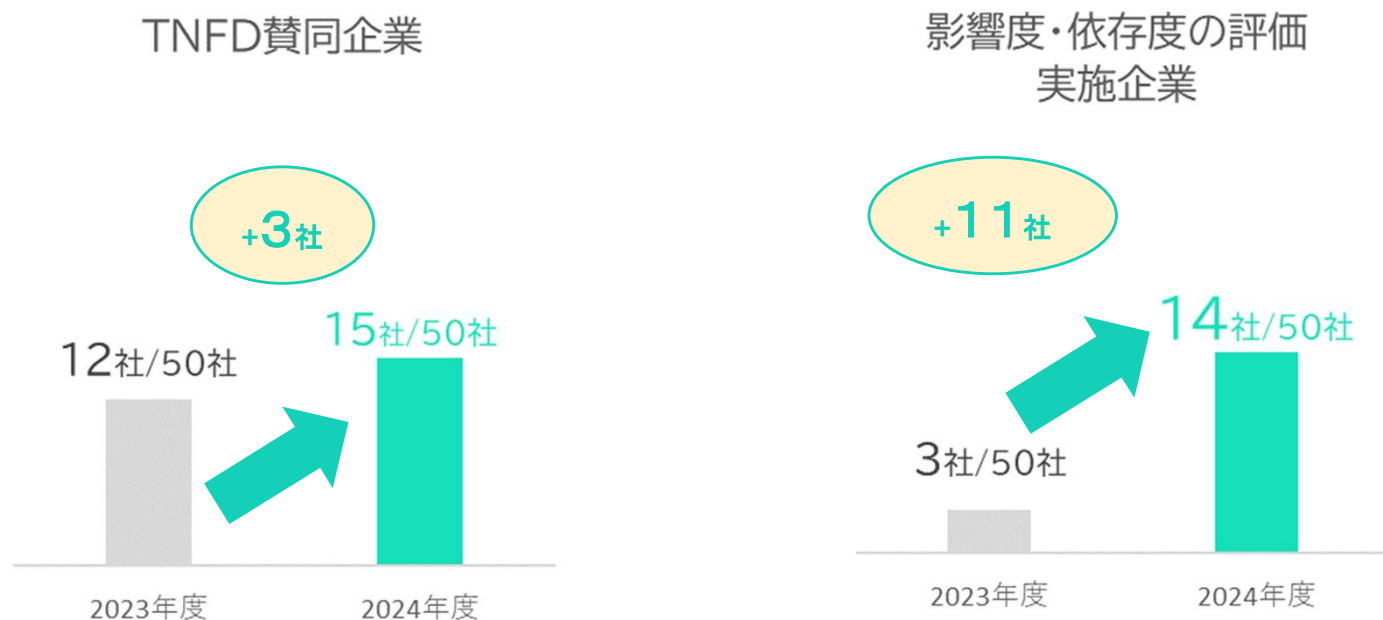


人権デューデリジェンスをはじめ投融資先の一定の対応を確認

エンゲージメント実施結果（TNFD開示）

- ・世界的な生物多様性・自然資本への関心の高まりを踏まえ、投融資先の生物多様性保全に向けた現在の取り組みや、課題認識、今後の取り組みの方向性について確認を実施しました。
- ・対象企業50社のうち、TNFDへの賛同企業は50社中15社と改善が見られました。
- ・TNFDにおいて求められるLEAPアプローチにもとづく影響度・依存度の評価を実施し、開示している企業は、50社中14社と前年と比べ大きく改善が見られました。

対話先の状況



投融資先の生物多様性に関する開示への取り組みに大きな進捗が確認された

エンゲージメントの具体例（資本効率）

対話事例：資本効率の改善

<当社の着眼点・考え方>

- ・当社は、上場企業においてROEが長期にわたり一定水準を下回るなど、株主資本の有効活用について懸念がある場合には、当社が認識している課題を伝え、改善を促すこととしています。



<対話事例>

- ・過剰な現預金や政策保有株の保有等に起因する総資産回転率の低迷が低ROEの要因となっていた企業に対し、手元現預金の有効活用等の観点から継続的に対話を実施しました。
- ・その結果、成長余地のある事業分野を中心にM&Aを積極化し事業を拡大していく方針を確認できたほか、潤沢な手元資金を活用し株主還元が強化されるなど、具体的なROE改善施策を確認できた事例がありました。

エンゲージメントの具体例（役員報酬）

対話事例：役員報酬

<当社の着眼点・考え方>

- ・当社は、譲渡制限付株式の付与等による役員報酬制度の導入や役員報酬の増額が行われる場合には、同制度が企業価値向上に寄与する仕組みとなっているか、社外取締役や監査役等を付与対象とすることで牽制機能の低下につながる仕組みとなっていないか、あるいは著しい希薄化が生じる恐れがないかを確認することとしております。



<対話事例>

- ・株式報酬制度の導入・改定を行う企業については、同制度が報酬を受け取る取締役に対して中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブを働かせる制度となっているか、新株発行に伴う希薄化の程度や、その抑制のためにどういった対応を採っているかなどについての対話を行い、同制度導入・改定の背景や内容について理解を深めた上で、賛否を判断した事例がありました。

エンゲージメントの具体例（買収防衛策）

対話事例：買収防衛策

<当社の着眼点・考え方>

- ・当社は、買収防衛については、原則として持続的な利益成長に伴う企業価値向上により行われることが最も望ましいと考えます。一方で、経営陣から独立した第三者委員会等による交渉・代替案の提示等を通じ、より企業価値向上につながりうる提案や改革の実施が期待されることもあり、買収防衛策の導入・更新が一概に否定されるべきものではないと考えます。
- ・こうした観点から、買収防衛策の導入・更新については、中長期的な企業価値の維持向上に資する内容であるか、主に以下3点から判断を行います。

- ①具体的な企業価値向上施策が公表されているか
- ②経営陣から独立した第三者委員会等が買収案の妥当性やそれを踏まえた対抗措置の発動是非に係る検討を行うこと
を通じ、取締役会の恣意的判断を抑止するスキームとなっているか
- ③対抗措置の発動是非について、株主総会で判断するスキームとなっているか

<対話事例>

- ・買収防衛策の継続議案について、経営陣から独立した委員会の勧告を踏まえ、取締役会または株主総会の決議により発動するスキームとしていた企業について、対話を通じ、株主や当該企業が当該買収の是非について十分な検討時間を確保するためにあらかじめ定められたスケジュール等を遵守しない場合を除き、原則として株主総会において買収防衛策の発動是非を決定する旨を確認できたことから、賛成とした事例がありました。

議決権行使の考え方

- ・議決権行使の判断にあたっては、社内基準に基づき、個々の案件について精査を実施します。また、財務情報等による形式的な判断基準にとどまらず、非財務情報や対話を通じた当該企業との相互理解を重視し、適切に議決権行使を行います。
- ・また議決権行使をはじめとするスチュワードシップ活動にあたっては、利益相反が生じうる局面を特定し、管理方針を定め、利益相反を適切に管理します。
- ・議決権行使の判断基準については、議決権行使の考え方・プロセスとあわせ、その内容を定め、公表します。

議決権行使の基本的な考え方

- ・当社は、責任投資原則(PRI)および日本版スチュワードシップ・コードの趣旨に則り、責任ある機関投資家として、議決権を行使します。
- ・議決権行使にあたっては、日常的に投資先企業と建設的な「目的を持った対話」(エンゲージメント)を行うことにより当該企業の持続的な成長を促すとともに、財務情報等の形式的な判断基準にとどまらず、環境・社会・企業統治(ESG)等の非財務情報も踏まえ、賛否を判断するよう努めます。
- ・また、賛否の判断にあたっては、議決権行使の適切性を確保するため議決権行使の判断基準を定め、一定の基準に抵触する議案については、対話を通じても改善の見込みが無い場合に原則反対とするなど、厳正な判断を行っています。

スチュワードシップ活動における利益相反管理方針

- ・議決権行使の判断および実施部署を融資や法人営業を行う部門から独立した部署とします。
- ・議決権行使にあたっては、「議決権行使検証専門委員会」が判断の妥当性について利益相反防止の観点から検証を実施します。「議決権行使検証専門委員会」は、法務コンプライアンス部担当役員を委員長とし、社外委員を含む構成とします。
- ・議決権行使の状況は、取締役会等で確認を行い、経営陣自らが取組みを推進します。

議決権行使の考え方（議決権行使の判断基準）

議決権行使の判断基準			
(A)当該企業の全議案について個別精査を実施する事項		(B)個別議案ごとに精査する事項	
主な項目	事由	主な項目	事由
全般	・監査報告書において、財務諸表の適正性に対する疑問、継続企業の前提に対する疑義の存在が認められた場合 ・上場企業の定時株主総会において監査法人の意見表明がなされていない場合 ・当該企業が公序良俗に反する行為、または環境破壊等の反社会的行為を行った場合 ・当該会社の企業統治上の問題に発展する可能性がある報道がなされている場合	監査役・会計監査人選任	・監査役・会計監査人の監査報告書に問題がある場合 ・監査役・会計監査人が職務の厳正な遂行の結果として辞任した可能性がある場合 ・上場企業において社外監査役が一定数以上選任されていない場合
		退職慰労金	・業績不振企業における退職慰労金の支給 ・株主配当が不十分もしくは過大な企業における退職慰労金の支給 ・上場企業においてROEが一定水準を下回る場合 ・上場企業において、個別の支給額または支給総額の開示がない場合 ・社外取締役、監査役に対して支給される場合
(B)個別議案ごとに精査する事項		役員報酬・役員賞与	・報酬引き上げの場合 ・業績不振企業における役員賞与の支給 ・株主配当が不十分もしくは過大な企業における役員賞与の支給
剰余金処分案	・株主配当が不十分もしくは過大である場合	株式報酬・新株予約権	・株式報酬・新株予約権等の付与がある場合
		買収防衛策	・導入、継続を行う場合
取締役選任	・上場企業において社外取締役が一定数以上選任されていない場合 ・上場企業において社外取締役の独立性、取締役会への出席率に問題がある場合 ・取締役の員数が増加している場合 ・業績不振企業における取締役再任の場合 ・株主配当が不十分/過大な企業における取締役再任の場合 ・上場企業においてROEが一定水準を下回る場合 ・東証プライム市場上場企業において女性取締役が一定数以上選任されていない場合 ・ESGに関する重大な課題を抱えており、継続的に対話しても改善が見られない企業における取締役再任の場合	計算書類承認	・計算書類の妥当性に懸念がある場合
		通常決議以外	・通常決議以外(特別決議・特殊決議)の場合
監査役・会計監査人選任	・黒字にも関わらず無配の場合の監査役再任 ・上場企業において社外監査役の独立性、監査役会および取締役会への出席率に問題がある場合	その他提案	・株主利益を毀損する懸念がある場合等
		株主提案	・株主提案である場合

議決権行使の考え方（議決権行使プロセス）

議決権行使のプロセス

①

投資先企業のESG等への取組み状況や議案内容を確認し、議決権行使の判断基準にもとづき、精査対象とする議案の選別を行います。

②

精査対象となった議案については、全件個別精査を実施し、必要に応じて当該企業と対話を行ったうえで、賛成・反対の判断を行います。特に、コーポレートガバナンスに問題がある議案や株主利益を毀損する議案等については、原則として反対としています。

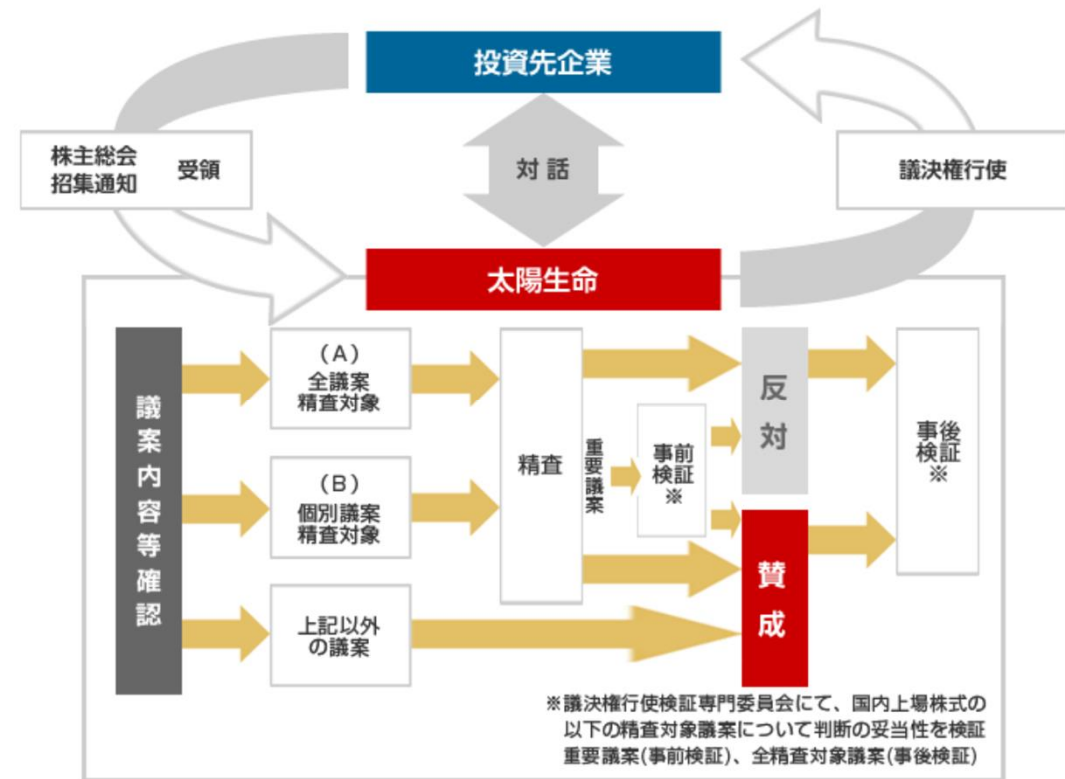
③

精査を行った議案については、議決権行使検証専門委員会により、その判断の妥当性を検証します。特に、重要性の高い議案は賛成・反対を判断する前に事前検証を行います。

④

なお、上記議決権行使の判断基準における精査対象に該当しない議案については原則として賛成としています。

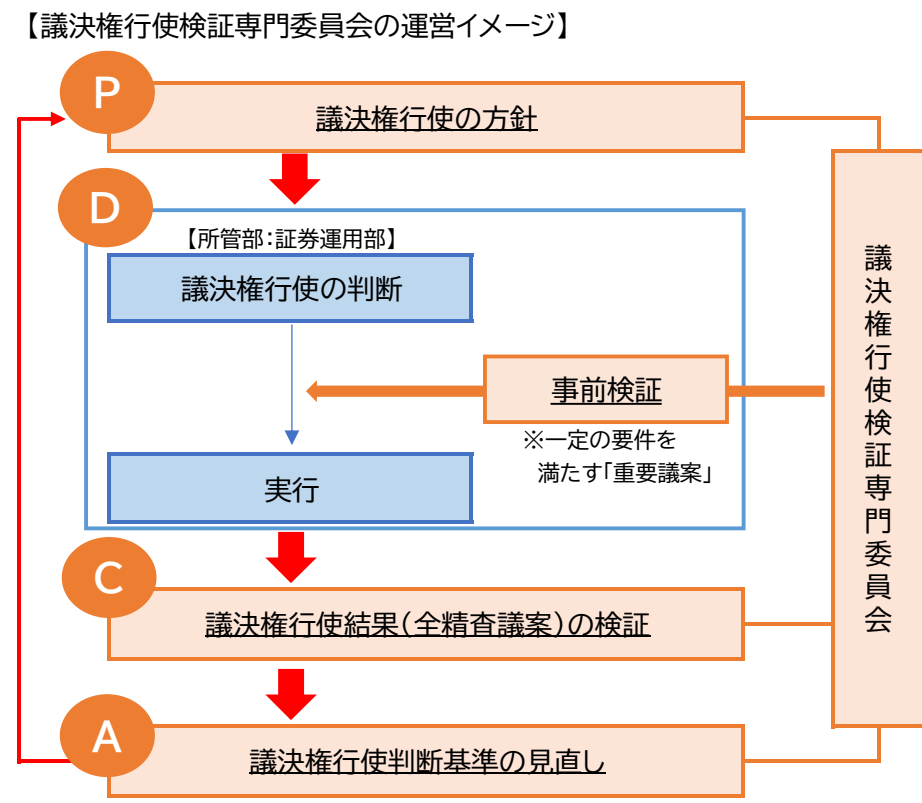
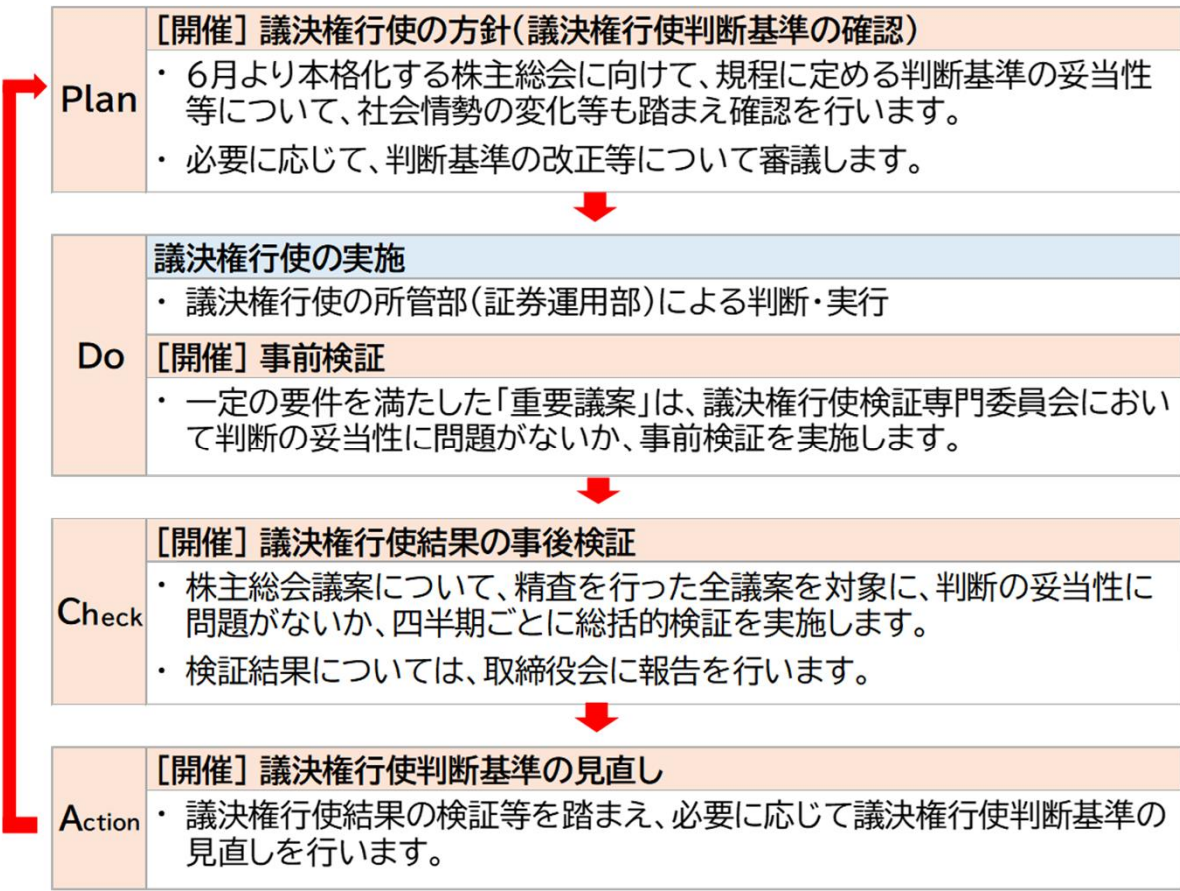
<プロセスのフロー図>



議決権行使の考え方（議決権行使の検証体制）

- ・議決権行使にあたっては、「議決権行使検証専門委員会」が判断の妥当性について利益相反防止の観点から検証を実施します。「議決権行使検証専門委員会」は、法務コンプライアンス部担当役員を委員長とし、社外委員を含む構成とします。
- ・本専門委員会における検証結果については、取締役会への報告を行っています。

議決権行使検証専門委員会の開催



スチュワードシップ活動

議決権行使結果

- ・議決権行使の判断基準にもとづき、必要に応じて議決権行使検証専門委員会による検証を実施のうえ、適切に議決権行使を実施しました。
- ・2024年7月～2025年6月における、国内上場投資先に対する議決権行使結果概要は、以下のとおりです。

議決権行使結果概要（会社提案）

	企業数	議案数
対象	41社	126議案
行使	41社	126議案
精査	21社	42議案
反対	1社	1議案
(反対率)	(2.4%)	(0.8%)

議案種類別集計表

議案分類	賛成	反対	棄権	議案総数
1. 会社提案	125	1	0	126
取締役の選解任	52	0	0	52
監査役の選解任	17	0	0	17
会計監査人の選解任	0	0	0	0
役員報酬	14	0	0	14
退任役員の退職慰労金支給	1	1	0	1
余剰金の処分	30	0	0	30
組織再編関連	1	0	0	1
買収防衛策の導入・更新・廃止	2	0	0	2
その他の資本政策	0	0	0	0
定款に関する議案	9	0	0	9
その他の議案	0	0	0	0
2. 株主提案	0	5	0	5
合計	125	6	0	131

スチュワードシップ・コードへの対応状況（自己評価）

	原則	実施状況	自己評価
原則1	方針の策定・公表	・2020年3月の日本版スチュワードシップ・コード再改訂をふまえた当社方針を策定し、当社ホームページに開示しています。 ・原則1における当社方針では、＜スチュワードシップ責任を果たすための方針＞の明確化を行い、適切にスチュワードシップ活動に取り組んでいます。 ・外部運用機関に対しては、スチュワードシップ活動状況について定期的にモニタリングを実施し、適切なスチュワードシップ活動を促しています。	・日本版スチュワードシップ・コード再改訂の趣旨をふまえた当社方針の策定等適切に対応できているものと考えています。 ・今後も、責任ある機関投資家としてスチュワードシップ責任を果たしていくため、当社方針については、適宜見直しを実施していきます。 ・外部運用機関に対しても、適切なスチュワードシップ活動の推進を図ることができたと考えます。
原則2	利益相反	・議決権行使の判断・実施部署を、融資や法人営業部門から独立した投資判断部署である証券運用部としています。 ・2024年7月～2025年6月までに実施した議決権行使については、社外委員2名を含む「議決権行使検証専門委員会」による検証を実施し、議決権行使の状況を2025年7月の取締役会にて確認しています。	・スチュワードシップ活動における利益相反管理方針を明確化し、当社方針に基づき、議決権行使について議決権行使検証専門委員会による検証を行うなど、適切に対応できているものと考えています。 ・今後も、スチュワードシップ責任を適切に果たしていくため、利益相反管理を徹底していきます。
原則3	投融資先企業の状況把握	・環境・社会・企業統治(ESG)の課題を考慮した投資に関する基準を設定し、投資先企業の評価を行っています。 ・また、投資先における不祥事等について一元管理を実施するなど、ESG課題をふまえたモニタリングにより投資分析と意思決定プロセスにESG課題を組み込んでいます。 ・特に気候変動に関する課題に対しては、投融資先の温室効果ガス削減に向けた目標設定状況や取組み状況について確認を行いました。	・当社は、2007年国内生保初のPRI(国連責任投資原則)署名機関として、ESG課題を含めた投資先企業の状況についての的確に把握したうえで、ESG課題を投資プロセスに組み入れた資産運用を行うなど、適切な対応ができているものと考えます。 ・近年は、気候変動に対する対応をはじめ、企業に求められるESG課題への対応は多様化しており、当社も社会情勢の変化をふまえ、様々な視点から投資先企業の状況把握に努めていきます。

スチュワードシップ・コードへの対応状況（自己評価）

原則		実施状況	自己評価
原則 4	投融資先企業との対話	・2024年7月から2025年6月において、国内上場株式投資先のべ43社、国内事業債投資先・融資先のべ205社との対話を実施しました。 ・対話にあたっては、サステナビリティに関する課題もふまえ、ESG課題や経営戦略など幅広いテーマについて対話を実施しました。 ・カーボンニュートラルの実現に向けた取組みを進めるべく、特に排出量が多い投融資先50社を対象に、CO2排出量削減目標の設定状況、その達成に向けたロードマップの策定状況や取組みの成果・課題等について、原則対面にて現状把握・意見交換を行いました。 ・また、「脱炭素社会への貢献」に加え、「人的資本・ダイバーシティ」、「生物多様性」についても、ESG重点対話テーマとして設定し、現状把握・意見交換に努めました。 ・投融資先企業においてESG課題等に懸念が発生した場合には、当該企業に説明を求め、問題の改善を促すなどの取組みも行っています。 ・当社の対話の目的や着眼点を理解いただくため、対話の基本的な考え方やアプローチ、対話事例等の実施状況について、当社ホームページに公開しています。 ・なお、「Climate Action100+」「spring」「advance」をはじめとする協働エンゲージメントを行うイニシアティブに参画するとともに、生命保険協会での活動を通じて協働エンゲージメントを実施するなど、他の機関投資家との協働にも取り組んでいます。	・当社は、ESG等サステナビリティに関する課題を認識した投融資先企業に対し、認識の共有を図ることが重要なスチュワードシップ活動であるとの認識のもと、積極的な対話を行うことにより、投融資先企業の問題の改善に貢献することができたものと考えています。 ・また、T&D保険グループとして掲げる投融資先のCO2排出量削減中間目標（2030年度までに2020年度比▲50%削減）の達成に向けて、2025年3月末時点で2020年度比▲50.1%削減となりました。前年と比べ削減率は後退したものの、中間目標達成に向けてCO2排出量の削減の取組みを推進できていると認識しています。目標達成に向けては、引き続き投融資先との対話により、削減率の引き上げを行っていく必要があると考えています。 ・加えて、投融資先の持続的な成長に向けて、機関投資家として貢献すべく、ESG課題や経営戦略など幅広いテーマについて対話を実施していく必要があると考えています。 ・なお、対話は、当社側からの一方通行ではなく、投資先企業の状況も理解しつつ、双方の認識を共有したうえで、建設的に取り組んでいくことが重要であると考えており、当社としても投資先企業やその事業環境等についての理解も一層深めていくことで、より投融資先企業の成長に資する対話を行っていきけるよう努めていきます。

スチュワードシップ・コードへの対応状況（自己評価）

原則		実施状況	自己評価
原則5	議決権行使方針	・当社は、2024年7月から2025年6月に開催された株主総会において、議決権行使の対象となった国内上場企業の131議案(41社)に対し適切に議決権を行使しました。 ・議決権行使にあたっては、議決権行使の判断基準にもとづき、46議案(23社)を精査し、必要に応じて対話を行ったうえで厳正に判断しました。その結果、反対の意思を表明した議案数は、6議案(3社)となりました。 ・「議決権行使の判断基準」、議決権行使結果を含む「対話および議決権行使の取組み」については、当社ホームページに公開し、当社の議決権行使の考え方について周知に努めています。当社の考え方についてより理解いただくため、反対理由および「議決権行使の判断基準」にもとづき精査を行った議案の賛成理由についても公開しています。 ・また、タイムリーな情報開示を行うため、議決権行使結果については、四半期ごとに開示を行っています。	・議決権行使については、事前に定め、公表している判断基準にもとづき適切に実施し、議決権行使検証専門委員会による検証も行っています。なお、単に形式的な数値基準等のみで判断するのではなく、対話を通じた認識の共有化を重視した判断を行っています。 ・議決権行使結果については、タイムリーな情報開示に努めるとともに、全議案について会社別・議案別の行使結果を開示し、賛否理由についても対外的に公開するなど、本原則に沿った適切な対応ができているものと考えます。 ・議決権行使における判断基準については、サステナビリティに関する課題等も含め、社会情勢をふまえた多角的、継続的な見直しが必要と認識しています。

スチュワードシップ・コードへの対応状況（自己評価）

	原則	実施状況	自己評価
原則6	顧客等に対する定期的な報告	・「対話および議決権行使の取組み」や「各原則に対する当社方針の実施状況および自己評価」の当社ホームページや責任投資レポートの開示への公表を通じて、当社のスチュワードシップ活動状況について定期的に報告を行っています。 ・報告にあたっては、対話活動に関する開示内容の拡充・議決権行使結果の四半期ごとの開示など、透明性の向上・タイムリーな情報開示に努め、継続的な開示内容の充実を図っています。 ・また、「太陽生命の現状」等のディスクロージャー資料を通じて、当社の活動について定期的な報告を実施しています。	・当社は、ホームページ、ディスクロージャー資料等を活用して、お客さま等への適切な報告ができているものと考えます。 ・今後も、お客さまの視点に立ち、当社のスチュワードシップ活動をより理解いただくために、報告内容については継続的に見直しを行っていくことが重要であると認識しています。
原則7	対話・活動判断の実力具備	・スチュワードシップ活動を適切に行うため、主要な活動を行う証券運用部、利益相反を防止するためのけん制機能としての法務コンプライアンス部、活動全般を統括・モニタリングする運用企画部等による組織的な対応を行っています。 ・「スチュワードシップ基本方針」を取締役会が制定・改定し、スチュワードシップ活動に関する一層のガバナンス強化を行っています。 ・人材育成面では、e-ラーニング・セミナー等を活用し、スチュワードシップ活動に関する専門的知識の習得を図るとともに、四半期ごとに関連部門によるミーティングを実施するなど、定期的に知識・情報の共有を行っています。	・当社は、本原則の主旨をふまえ、スチュワードシップ活動を適切に行うための人材育成・体制整備ができていると考えます。 ・原則1～7における当社の活動状況および自己評価の結果についても、本報告により適切に公表されていると考えます。 ・投資先企業の事業環境や経営状況、サステナビリティ課題への対応状況などは、常に変化しており、これらに対する深い理解をもって当社が当該企業との対話等を行っていくには、不断の努力が欠かせないものと考えており、引き続き、社内の人材育成・体制強化に向けて取り組んでいく考えです。

イニシアティブへの参画

イニシアティブへの参画状況				
テーマ		イニシアティブ		概要
ESG全般	New	「PRI」 Signatory of: PRI Principles for Responsible Investment		・2005年に当時の国連事務総長であったコフィー・アナン氏が金融業界に対して提唱した原則。 ・2007年3月に、日本の生命保険会社として初の参画を表明。
		「インパクトコンソーシアム」 		・インパクト創出に向けた投資指標や事例、対話・支援手法等の知見・課題について幅広く議論を行い、国内外のネットワークとの協働・対話を図るイニシアティブ。 ・2024年1月に、参画を表明。
		「インパクト志向金融宣言」 インパクト志向金融宣言 Japan Impact-driven Financing Initiative		・日本の金融業界におけるインパクト志向の投融資の自律的・持続的な発展を目指し、企業の環境・社会問題の解決に資する取組みのインパクト測定やマネジメント等の議論を行うイニシアティブ。 ・2024年10月に、参画を表明。
協働対話	気候変動	「ClimateAction100+」 		・機関投資家で協働し、温室効果ガス排出量の多い企業や政府に対し、排出量削減、情報開示強化等を求める対話を行うイニシアティブ。 ・2023年8月に、活動を支援する「Supporter(支援者)」として参画を表明。
	人権	「advance」 		・PRIが設立した社会課題・人権に関する協働エンゲージメントを行う国際イニシアティブ。 ・2022年9月に、活動を支援する「Endorser(賛同者)」として参画を表明。
	生物多様性	「spring」 		・PRIが設立した生物多様性に関する協働エンゲージメントを行う国際イニシアティブ。 ・2024年1月に、活動を支援する「Endorser(賛同者)」として参画を表明。

PRI年次評価

- ・2024年11月に、PRIより2023年度の活動報告の評価を受領しました。
- ・2023年度の当社評価の概要は、下表のとおり(評価は1～5の5段階。数字が大きいほど高評価)です。
- ・評価向上に向けて様々な施策・開示を実施し最高評価(★★★★★)となり、昨年度の評価(★★★★)より向上しました。
- ・今後も、PRI年次評価結果も踏まえつつ、PDCAサイクルをまわし、責任投資の取組みの高度化をより一層進めてまいります。

PRI年次評価（2023年度）

項目		評価結果
ポリシー・ガバナンス・戦略	責任投資やスチュワードシップ活動における・ガバナンスおよび戦略等	★★★★★ (5つ星)
報告内容の信頼性	報告データのレビュー、第三者認証等	★★★★★ (5つ星)